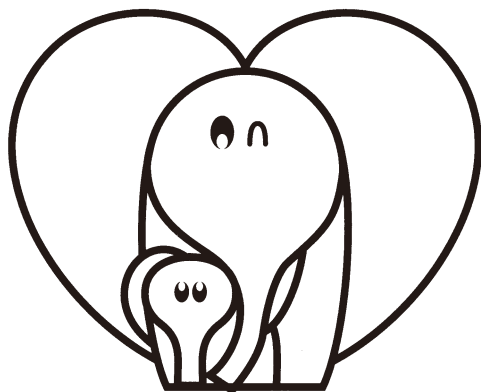


# ご契約のしおり

必ずお読みください。

火災共済

交通災害共済




## 市民共済

大阪市民共済生活協同組合

\* お問い合わせは、下記までお願いします。

大阪市民共済生活協同組合

 **0120-866-844**

受付時間 9:00~17:30

(土・日・祝・年末年始除く)

電話 06-6203-7073

FAX 06-6203-0485

ホームページ

大阪市民共済

検索 

<http://www.osaka-shiminkyosai.or.jp>

## はじめに

市民共済は、組合員の皆様が、不幸にして火災や交通事故に遭われた時の為に、安い掛金で簡単に加入手続きができる相互扶助の精神に基づいた共済制度です。

市民共済のキャッチフレーズ「愛・ふれあい・たすけあい」をモットーに、万一の災害から市民の生活、財産を守る共済制度として多くの皆様からご支持をいただいております。

## ご契約のしおりについて

ご契約に際して「重要事項説明書」をお渡ししておりますが、この「ご契約のしおり」はさらに詳しい内容を記載しております。また、15ページ以降に「火災共済事業規約・火災共済事業施行規則」、「交通災害共済事業規約・交通災害共済事業施行規則」を記載しています。この事業規約、施行規則がご加入の共済事業の契約内容となりますので必ずご一読ください。

## 新しく組合員になられた方へ（出資金について）

市民共済は消費生活協同組合法に基づき、営利を目的としないで共済事業を営む消費生活協同組合です。

生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、大阪府下にお住まいか、勤務地のある方で出資金をお支払いいただければどなたでも市民共済の組合員となることができ、火災共済・交通災害共済に加入できます。

新しく組合員とされる方には生活協同組合運営のために出資金（1口10円で10口以上）をお願いいたします。なお、ご契約の解約等で引き続き事業をご利用されない場合には、返戻させていただきます。

## もくじ

### （火災共済）

1 幅広い保障内容	1
2 保障内容一覧表	1
3 共済の目的（ご契約の対象）について	2
4 共済金の算出の方法	2
5 共済金をお支払いできない主な損害	3
6 他の共済（保険）契約がある場合の共済金のお支払い	3
7 第三者の行為による損害	5
8 ご契約後にご注意いただきたいこと	5
9 事故が起こったときの手続き	6
10 共済金をお支払いした後の契約について	6
11 消滅時効について	6
12 共済契約の成立・効力の発生と共済期間	7
13 自然災害見舞金制度	7
14 共済金の代理請求人制度について	7
火災共済事業規約	15
火災共済事業施行規則	33

### （交通災害共済）

1 交通災害共済とは	8
2 保障の対象となる交通事故	8
3 交通事故とはならない事故	8
4 共済金をお支払いできない主な傷害	9
5 お支払いする共済金	9
6 お支払いする共済金の制限等	11
7 お支払いする共済金の特例	12
8 遺児共済金	12
9 共済金の減額	12
10 ご契約後にご注意いただきたいこと	12
11 事故が起こったときの手続き	13
12 共済金をお支払いした後の契約について	14
13 消滅時効について	14
14 共済契約の成立・効力の発生と共済期間	14
15 共済金の代理請求人制度について	14
交通災害共済事業規約	37
交通災害共済事業施行規則	50

# 火災共済

## 1.幅広い保障内容

火災共済では、火災、破裂・爆発、航空機の墜落、自動車の飛び込み、水濡れ(耐火造住宅のみ)、落雷での損害に対し共済金をお支払いします。また、上記の損害には消防活動等による損害も含まれます。

## 2.保障内容一覧表

### (1) お支払いする損害共済金及び費用共済金

- ①・・・アからカの事故による損害について次のとおり火災等共済金をお支払いします。

損害共済金をお支払いする場合	
共済の対象となる事故	お支払いする火災等共済金の額
(ア) 火災(風呂の空だき含む。)	共済価額の70%以上の加入時
(イ) 破裂・爆発	共済金の額＝損害の額
(ウ) 航空機の墜落	
(エ) 自動車の飛び込み	共済価額の70%未満の加入時
(オ) 漏水(耐火造住宅のみ)	共済金の額＝損害額× $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 70\%}$
(カ) 落雷	

- ②・・・アからカの事故より火災等共済金をお支払いした場合に様々な費用を次のとおり費用共済金としてお支払いします。

費用共済金の種類	費用共済金が支払われる場合	お支払いする費用共済金の額と支払限度
臨時費用	(ア) から (カ) の事故で共済金支払われる場合	火災等共済金の額の10%に相当する額ただし、1共済事故あたり100万円を限度とします。
残存物取片つけ費用	(ア) から (カ) の事故で共済金支払われる場合	火災等共済金の額の6%に相当する額ただし、1共済事故あたり100万円を限度とします。
失火見舞費用	(ア)、(イ)の事故で他人の所有物に損害を与え、見舞金を支払った場合	共済契約関係者が現実自己の費用で支払った額ただし、1被災世帯あたり50万円を限度とし1共済事故につき150万円又は共済金額の20%のいずれか少ない額
修理費用	(ア)、(イ)、(オ)の事故で借家、借間に居住する契約者が建物に損害を与え修復を行った場合	共済契約関係者が現実自己の費用で支払った額ただし、1共済事故につき150万円又は共済金額の20%のいずれか少ない額
漏水見舞費用(耐火造住宅のみ)	(オ)の事故で他人の所有物に損害を与え、見舞金を支払った場合	共済契約関係者が現実自己の費用で支払った額ただし、1被災世帯あたり50万円を限度とし1共済事故につき150万円又は共済金額の20%のいずれか少ない額

## 3.共済の目的(ご契約の対象)について

次のものは建物に含まれます。

- (1) 畳、建具、その他建物の従物
- (2) 電気設備、ガス設備、冷暖房設備等建物の付属設備
- (3) 建物に付属する門、塀、垣等の付属工作物
- (4) 建物に付属する物置、納屋等の付属建物

次のものは家財に含まれません。

- (1) 通貨、預貯金証書(預金証書又は貯金証書をいい、通帳及び預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。)、有価証券、印紙、切手等
  - (2) 貴金属、宝石、宝玉及び貴重品並びに美術品たる書画、彫刻物等
  - (3) 稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿等
  - (4) 家畜、家さん、農林水産物等
  - (5) 自動車
  - (6) 商品、半製品、原材料、営業用の機械・器具・備品等
- ※主なものを記載しています。詳しくは17ページの規約第9条(共済の目的の範囲)をご覧ください。

## 4.共済金の算出の方法

ご加入いただいております建物・家財の共済金額と共済価額(加入限度表の限度額)との割合により次のとおり算出し、共済金の額を決定します。

- (1) ご加入の共済金額が共済価額(加入限度表の限度額)の70%以上の場合

$$\text{共済金の額} = \text{損害の額}$$

- (例) 共済価額(加入限度表の限度額) 2,000万円の建物に対し共済金額1,400万円の加入  
※火災により1,000万円の損害が発生

$$\text{共済金の額} = 1,000 \text{万円}$$

- (2) ご加入の共済金額が共済価額(加入限度表の限度額)の70%未満の場合

$$\text{共済金の額} = \text{損害の額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 70\%}$$

(例) 共済価額(加入限度表の限度額) 2,000万円の建物に對し  
共済金額1,000万円の加入  
※火災により1,000万円の損害が発生

$$\text{共済金の額} = 1,000\text{万円} \times \frac{1,000\text{万円}}{2,000\text{万円} \times 70\%}$$

よって  
共済金の額=7,142,857円

※上記のとおり共済金額が共済価額(加入限度表の限度額)の70%~100%のご加入で共済金額を限度に実際の損害額をお支払いします。

※ご加入の共済金額が共済価額(加入限度表の限度額)の70%未満の場合でも全焼の場合は共済金額を損害額としてお支払いします。

※共済価額(加入限度表の限度額)の詳細は18ページ規約第11条(共済金額)第4項をご覧ください。

## 5. 共済金をお支払いできない主な損害

火災等の事故であっても、次のような損害については共済金のお支払いができません。

- (1) 共済契約者若しくは、共済金受取人の故意又は重大な過失により生じた損害
- (2) 共済契約者と同一世帯に属する方の故意により生じた損害
- (3) 戦争その他の変乱により生じた損害
- (4) 地震又は、噴火若しくは、津波による損害

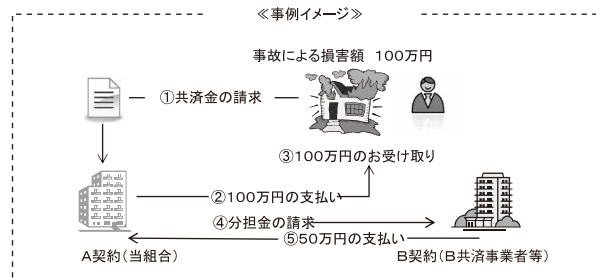
※そのほか当組合が共済金の支払義務を免れる場合があります。  
詳しくは26ページの規約第34条(共済金を支払わない損害)、26ページの規約第35条(共済金の支払義務を免れる場合)をご覧ください。

## 6. 他の共済(保険)契約がある場合の共済金のお支払い

共済の目的(建物・家財)について火災等を事故とする法律に基づく他の共済契約や保険契約がある場合は、他の共済事業者や保険会社から重複して支払いを受けることができません。共済金の支払方法については右表をご参照ください。

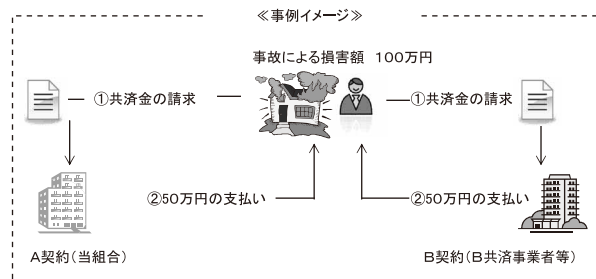
### ご請求方法1 当組合にのみ共済金をご請求される場合

当組合にのみ共済金をご請求される場合は、当組合のご契約に基づいてお支払いができる支払責任額全額をお支払いします。お支払い後、当組合から他の共済事業者等に対し、分担額の請求を行います。



### ご請求方法2 当組合と他の共済事業者等の両方に共済金をご請求される場合

他の共済事業者等にそれぞれ共済金を請求される場合はそれぞれの共済事業者等で分担してお支払いします。



### 【用語について】

支払責任額……他のご契約がないものとして算出した支払うべき共済金又は保険金

共済事業者等…共済事業者、保険会社又は少額短期保険業者をいいます。

分担金………他の共済事業者等が負担すべき金額をいいます。

※上記の事例イメージは、典型的な契約の場合を想定していますので、実際のご契約の内容により相違することがあります。  
ご不明な点は当組合までお問い合わせください。

## 7.第三者の行為による損害

共済の目的（建物・家財）について、火災、自動車の飛び込み、漏水事故によって生じた損害が第三者の行為によるもので、その者から損害賠償を受けた時は、お支払いする共済金からその賠償額を差し引いてお支払いすることになります。

※詳しくは28ページの規約第41条（第三者の行為による損害）をご覧ください。

## 8.ご契約後にご注意いただきたいこと

### (1) 通知義務について

ご契約後、ご契約内容に次の変更が生じた場合には、すみやかに当組合までご通知ください。

ご通知がないと事故が発生した時に共済金をお支払いできない場合やご契約が解除される場合があります。

- ①建物又は家財につき、火災等を事故とする法律に基づく他の共済契約又は保険契約の有無に変更が生じたとき。
- ②建物（家財を収容する建物を含みます。）を改築、増築、修繕するとき。
- ③建物（家財を収容する建物を含みます。）を引き続き30日以上空家又は無人にするとき。
- ④建物又は家財を他の場所に移転するとき。
- ⑤建物又は家財に火災等の事故以外の原因により損害が生じたとき。
- ⑥建物（家財を収容する建物を含みます。）の一部又は全部を解体するとき。
- ⑦17ページ規約第9条（共済の目的の範囲）に規定する共済の目的の範囲外になること。

### (2) ご契約の解約について

共済契約はいつでも解約ができます。

解約をした場合は次の算式により掛金を返戻します。

$$\text{共済掛金} \times \frac{\text{解約の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数}}{\text{共済契約の月数}}$$

### (3) ご契約の解除について

次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがあります。

- ①ご契約者又は共済金受取人がこの組合に共済金を支払わせることを目的として故意に支払事由を生じさせ又は生じさせようとしたこと。
  - ②ご契約者又は共済金受取人が共済金の請求及び受領に際し、詐欺の行為を行い又は行おうとしたこと。
  - ③ご契約者又は共済金受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められること。
  - ④ご契約者又は共済金受取人が、当組合からの信頼を損ない、共済契約の継続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- ※詳しくは、22ページ規約第21条（共済契約の解除）をご覧ください。

## 9.事故が起こったときの手続き

### (1) 事故の通知

火災等の事故が発生したら、ただちに当組合までご連絡ください。

### (2) 共済金請求に必要な書類

事故に遭われた時は次の書類を揃えてください。

- ①火災、破裂・爆発による事故  
消防署が発行する「災証明書」
- ②自動車の飛び込み  
自動車安全運転センターの発行する「事故証明書」

## 10.共済金をお支払いした後の契約について

共済金をお支払いした時は、共済金額からお支払いした共済金の額を差し引いた残額が共済期間満了までの期間にかかる共済金額となります。

なお、共済金のお支払いが共済金額の80%を超えたときは、ご契約が消滅します。

## 11.消滅時効について

### (1) 共済金を請求する権利

お支払い事由の生じた日の翌日から共済金請求手続きを3年間行わなかった場合は時効により消滅します。

## (2) 共済掛金の返還請求及び返戻金を請求する権利

請求の原因となる事実の発生した翌日からその請求手続きを3年間行わなかった場合は時効により消滅します。

※詳しくは30ページの規約第49条（消滅時効）をご覧ください。

## 12. 共済契約の成立・効力の発生と共済期間

共済契約は、共済掛金の払い込みのあった日に成立し、成立した日の翌月1日から効力が生じます。

また、共済期間は効力が生じた日から1年間です。

ただし、成立した日の翌日から効力の生ずる日の前日までの間に共済事故が発生した場合は、共済金をお支払いします。

なお、共済契約が更新されるときは、更新前の共済期間満了の日の翌日から効力が生じ、共済期間は効力が生じた日から1年間です。

## 13. 自然災害見舞金制度

この制度は、火災共済とは別に火災共済契約者が、共済期間中に自然災害（地震、風水害等）により損害を受けた場合に、別途積立している自然災害見舞金積立金から、お見舞金をお支払いする制度です。

お支払いできる基準、見舞金の額等詳しくは、当組合までお問い合わせください。

## 14. 共済金の代理請求人制度について

火災共済の共済金受取人は契約者ご自身となりますが、ご自身が存命であるにもかかわらず、共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご自身の法定代理人（成年後見人など）がおられない場合には、契約者ご自身に代わって代理の方が共済金を請求することができます。ご家族にも火災共済にご加入されていることをお知らせください。

※詳しくは、27ページ規約第38条（共済金の支払請求）第4項から第8項をご覧ください。

## 1. 交通災害共済とは

交通災害共済では、被共済者が交通事故によりその直接の結果として傷害を受けられた時、又は死亡された時に共済金をお支払いします。

また、18歳未満の方が父母と共にご契約がある場合で、交通事故により父母、又は父母のいずれかが死亡された時に、その方に遺児共済金をお支払いします。

## 2. 保障の対象となる交通事故

### (1) 交通事故の定義

日本国内における次の交通事故をいいます。

- ① 運行中の交通乗用具にとう乗中の当該交通乗用具に起因する事故
- ② 運行中の交通乗用具との衝突、接触、又はその火災、爆発等による事故
- ③ 運行中の交通乗用具の積載物との衝突、接触又は、その落下等による事故

### (2) 交通乗用具の定義

交通乗用具とは次のものをいいます。

ただし、遊戯又は、スポーツ用のものは除きます。

- ① 自動車、原動機付自転車、トロリーバス、自転車等、道路交通法第2条（定義）第1項第8号に規定するものをいいます。
- ② 身体障害者用車イス（身体障害者福祉法第15条（身体障害者手帳）第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方がとう乗しているものに限ります。）
- ③ 汽車、電車、気動車、ケーブルカー、（空中ケーブルを含みます。）リフト、モノレール
- ④ 航空機、船舶
- ⑤ そのほか2地点間の人員輸送を目的とするもの

## 3. 交通事故とはならない事故

次のような場合は交通事故とはなりません。

- (1) 駅構内、百貨店等の階段、エレベーター、エスカレーターにおける事故

- (2) 小児用の車（小児用自転車、小児用三輪車、ベビーカー）、  
シニアカーによる単独自損事故
- (3) モーターボート、ヨット、ボート、釣船等の単独自損事故
- (4) 駐車中の車両及び繫留中の船舶の事故

#### 4. 共済金をお支払いできない主な傷害

交通事故であっても次の(1)～(3)に掲げる事由によって生じた傷害、及び(4)～(6)の間に生じた事故によって被った傷害に対しては共済金をお支払いいたしません。

- (1) 被共済者の自殺行為又は被共済者又は共済金受取人の詐欺等の犯罪行為によって生じた傷害
- (2) 被共済者又は共済金受取人の重過失によって生じた傷害
- (3) 原因が直接・間接を問わず、戦争その他事変又は天災により生じた事故によって生じた傷害
- (4) 被共済者が法令で定める運転資格を持たないで運転している間（それを知り得る同乗中の被共済者も含みます。）
- (5) 被共済者が法令で定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間（それを知り得る同乗中の被共済者も含みます。）
- (6) 被共済者が列車、路面電車等の軌道敷地内若しくは自動車専用道路内に立ち入り又は、当該軌道若しくは道路を当該交通機関以外の方法により通行し、当該交通機関との接触、衝突によって生じた事故

#### 5. お支払いする共済金

##### (1) 死亡共済金

被共済者が共済期間中に交通事故により傷害を受けその直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡された場合に1口につき次の金額をお支払いします。

- ①A型（ふれあい）ご加入の方 50万円
- ②B型（ふれあいわいど）ご加入の方 300万円
- ③C型（ふれあいわいど）ご加入の方 450万円

##### (2) 傷害共済金

被共済者が共済期間中に交通事故により傷害を受けその直接の結果として、医師等の治療を受けた場合に、事故の日から180日を限度として次のとおり、お支払いします。

##### ①A型（ふれあい）ご加入の方

初診日から全治の日までの日数が14日以上で、その間に継続して治療を受けた通算期間により次表のとおりお支払いします。

種別	傷害の程度	入院日数	
		入院日数	共済金の額
1等級	180日以上の治療をした傷害	①180日以上	120,000円
		②150日以上180日未満	100,000円
		③120日以上150日未満	80,000円
		④90日以上120日未満	60,000円
		⑤60日以上90日未満	50,000円
		⑥30日以上60日未満	40,000円
		⑦30日未満	30,000円
		⑧0日	25,000円
2等級	90日以上180日未満の治療をした傷害	①150日以上180日未満	70,000円
		②120日以上150日未満	60,000円
		③90日以上120日未満	50,000円
		④60日以上90日未満	40,000円
		⑤30日以上60日未満	30,000円
		⑥30日未満	25,000円
		⑦0日	20,000円
3等級	30日以上90日未満の治療をした傷害	①60日以上90日未満	30,000円
		②30日以上60日未満	25,000円
		③30日未満	20,000円
		④0日	15,000円
4等級	14日以上30日未満の治療をした傷害	(入院のない場合を含む)	10,000円

##### ※共済金の算定

たとえばA型2口（800円）のご加入で治療を受けた通算期間が150日、その内120日の入院がある場合の共済金の額は120,000円（上表の2等級②60,000円×2）となります。

##### ②B型・C型（ふれあいわいど）

初診日から全治の日までの日数が14日以上で、その間に継続して治療を受けた実日数に応じて次のとおりお支払いします。  
 ア.B型にご加入の場合 通院1日1,000円 入院1日3,000円  
 イ.C型にご加入の場合 通院1日1,500円 入院1日4,500円  
 （B型・C型とも通院60日、入院180日が限度です。ただし事故日から180日を超える部分についてはお支払いできません。）

同一の事故により同じ日に重複して通院又は入院したときは、医療機関を問わず1日の通院又は入院とみなし共済金を算定します。なお、通院と入院が重複したときは入院1日とし算定します。

##### ※共済金の算定

たとえばC型（3,000円）のご加入で入院治療100日、通院治療50日の場合の共済金の額は、525,000円（入院日額4,500

円×100日+通院日額1,500円×50日)となります。

## 6.お支払いする共済金の制限等

5.お支払いする共済金(2)傷害共済金①・②にかかわらず、次の①から③に該当する場合は、共済金を制限します。(ただし、初診日から全治の日までの日数が14日以上(1)の傷害で継続して治療を受けたものに限ります。)

①自動車安全運転センター発行の交通事故証明書が物件事故扱いのもので、人身事故扱い事故証明書取得不能理由書・事故発生状況報告書兼第三者現認証明書等の提出がない場合。(詳しくは44ページ規約第24条(共済金の特例)第2項をご覧ください。)

### A型にご加入の方

お支払い金額=1口につき10,000円

### B型・C型にご加入の方

治療実日数29日を限度に共済金を算定

②自動車安全運転センター発行の交通事故証明書又は、交通機関の管理者等が確認(現認)している事故証明書が取得できない場合で、事故証明書取得不能理由書・事故発生状況報告書兼第三者現認証明書の提出がある場合。(詳しくは47ページ規約第32条(共済金の減額及び制限)第2項をご覧ください。)

### 入通院を問わず一律

A型にご加入の方・・・1口につき10,000円

B型にご加入の方・・・・・・・・・・20,000円

C型にご加入の方・・・・・・・・・・30,000円

### ※ご注意

事故証明書取得不能理由書・事故発生状況報告書兼第三者現認証明書の提出がない場合は共済金をお支払いできません。

③交通事故により傷害を受けた場合で、その傷害が外傷性頸部症候群(むちうち症)又は、腰・背痛で医師の医学的他覚所見が得られない場合。(詳しくは47ページ規約第32条(共済金の減額及び制限)第3項をご覧ください。)

A型にご加入の方・・・・・・・・通算期間59日を限度に  
共済金を算定

B型・C型にご加入の方・・・治療実日数59日を限度に  
共済金を算定

※医師の医学的他覚所見とは、理学検査・神経学的検査・

臨床検査・画像検査等により認められる異常所見をいいます。

## 7.お支払いする共済金の特例

B型、C型にご加入の場合で1事故でお支払いする共済金の額が、下表の額に満たない時は当該額を共済金の額としてお支払いします。

B型	20,000円	C型	30,000円
----	---------	----	---------

## 8.遺児共済金

18歳未満の方が両親又は両親のいずれかにご加入で、交通事故により両親又は両親のいずれかが亡くなられた場合に次のとおり遺児共済金をお支払いします。

A型、B型及びC型・・・20万円

※詳しくは44ページの規約第23条(遺児共済金)をご覧ください。

## 9.共済金の減額

道路交通法の規程に違反する行為による交通事故での傷害については、お支払いする共済金を減額する場合があります。

## 10.ご契約後にご注意いただきたいこと

### (1)通知義務について

ご契約後、ご契約内容に次の変更が生じた場合には、すみやかに当組合までご通知ください。ご通知がないと事故が発生した時に共済金をお支払いできない場合や、ご契約が解除される場合があります。

- ①身体の傷害を担保とする法律に基づく他の共済契約、保険契約又は特約の有無に変更が生じたこと。
- ②ご契約者又は被共済者の住所、氏名を変更したこと。
- ③ご契約者又は被共済者が交通事故以外で死亡したこと。

### (2)ご契約の解約について

共済契約はいつでも解約ができます。

解約をした場合は次の算式により掛金を返戻します。

$$\text{共済掛金} \times \frac{\text{解約の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数}}{\text{共済契約の月数}}$$

### (3)ご契約の解除について

次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがあります。

- ①ご契約者又は共済金受取人がこの組合に共済金を支払わせることを目的として故意に支払事由を生じさせ又は生じさせようとしたこと。



- ②ご契約者又は共済金受取人が共済金の請求及び受領に際し、詐欺の行為を行い又は行おうとしたこと。
  - ③ご契約者、被共済者又は共済金受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められること。
  - ④ご契約者又は共済金受取人が、当組合からの信頼を損ない、共済契約の継続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- ※詳しくは、41ページ規約第18条（共済契約の解除）をご覧ください。

## 11.事故が起こったときの手続き

### (1) 警察署への事故届

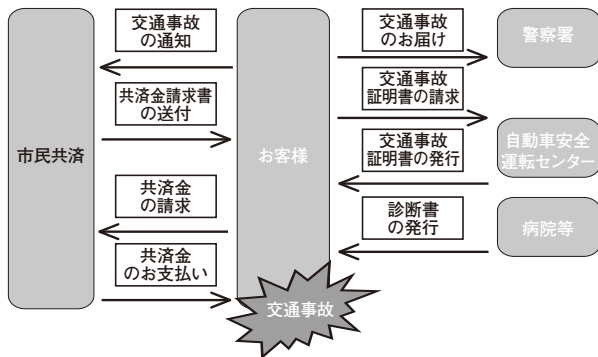
交通事故だけがなされたら、ただちに最寄りの警察署に届出のうえ、交通事故証明書の交付申請用紙を請求してください。

※自転車の単独自損事故でも必ず上記の手続きを行ってください。

### (2) 事故の届出

警察署への届出後、ただちに当組合までご連絡ください。

### (3) 共済金の請求手続き



### (4) 共済金請求書類

共済金の請求には次の書類が必要です。

書類の種類	請求区分	
	死亡共済金	傷害共済金
① 交通災害共済共済金請求書	○	○
② 事故発生状況報告書兼第三者現認証明書	—	○
③ 医師の診断書又は、施術証明書(注※)	—	○
④ 交通事故証明書	○	○
⑤ 人身事故扱い事故証明書取得不能理由書 (物件事故扱いの交通事故証明書取得の場合)	—	○
⑥ 事故証明書取得不能理由書 (事故証明書を取得していない場合)	—	○
⑦ 死亡診断書又は、死体検案書	○	—
⑧ 戸籍謄本(外国籍の方は登録原票記載事項証明書)	○	—
⑨ 印鑑証明書及び組合が求める書類	○	—

(注※) 受給する共済金の額が3万円以下の場合には、「交通災害共済治療状況報告書」に下記(1)から(3)のいずれかを添付することで、「③医師の診断書又は、施術証明書」に代えて共済金の請求をすることができます。

- (1) 領収書
- (2) 診察券およびレシート
- (3) 診療明細書

## 12.共済金をお支払いした後の契約について

共済金をお支払いした時は、共済金額からお支払いした共済金の額を差し引いた残額が共済期間満了までの期間にかかる共済金額となります。

なお、共済金のお支払いが共済金額の80%を超えた場合は、ご契約が消滅します。

## 13.消滅時効について

### (1) 共済金を請求する権利

お支払い事由の生じた日の翌日から共済金請求手続きを3年間行わなかった場合は時効により消滅します。

### (2) 共済掛金の返還請求及び返戻金を請求する権利

請求の原因となる事実の発生した翌日からその請求手続きを3年間行わなかった場合は時効により消滅します。

※詳しくは48ページの規約第37条（消滅時効）をご覧ください。

## 14.共済契約の成立・効力の発生と共済期間

共済契約は、共済掛金の払い込みのあった日に成立し、成立した日の翌月1日から効力が生じます。

また、共済期間は効力が生じた日から1年間です。

ただし、成立した日の翌日から効力の生ずる日の前日までの間に共済事故が発生した場合は、共済金をお支払いします。

なお、共済契約が更新されるときは、更新前の共済期間満了の日の翌日から効力が生じ、共済期間は効力が生じた日から1年間です。

## 15.共済金の代理請求人制度について

交通災害共済の共済金受取人は、被共済者（事故に遭われた方（未成年除く））ご自身となりますが、ご自身が存命であるにもかかわらず、共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご自身の法定代理人（成年後見人など）がおられない場合には、被共済者ご自身に代わって代理の方が共済金を請求することができます。ご家族にも交通災害共済にご加入されていることをお知らせください。

※詳しくは、45ページ規約第28条（共済金の支払請求）第6項から第10項をご覧ください。

# 火災共済事業規約

## 第1章 総則

### (通則)

第1条 大阪市民共済生活協同組合(以下「この組合」といいます。))は、この組合の定款に定めるところによるほか、火災共済事業規約(以下「規約」といいます。))の定めるところにより、この組合の定款第68条(事業の品目等)第1項第1号に掲げる事業を実施します。

### (事業)

第2条 この組合の行う火災共済事業は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、共済の目的につき、共済期間中に生じた次の各号の事由を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払うことを約する事業とします。

(1) 火災、破裂・爆発、航空機の墜落、自動車の飛び込み、水濡れ及び落雷(消防又は避難に必要な処分を含みます。以下「火災等」といいます。)による損害

(2) 前号の火災等の事故により生じた見舞金等の費用支出

2 この組合は、前項に附帯する事業として、共済の目的について、共済期間中に発生した火災等によって生じた損害に対して、当該共済の目的と同程度の構造、質、用途、規模、型及び能力のものを再取得するために要する額(以下「再取得価額」といいます。)を共済金として支払うことを約する事業(以下この事業に係る特約を「再取得価額特約」といいます。)を行います。

3 前項の再取得価額特約は、共済の目的について、共済契約申込み当時の時価に相当する額が再取得価額の50パーセントに相当する額以上で、かつ、共済金額が再取得価額の70パーセントに相当する額以上の場合に附帯されます。

### (火災等による損害の定義)

第3条 前条(事業)第1項第1号の火災等による損害の定義については、次のとおりとします。

(1) 火災による損害とは、人の意図に反して若しくは放火により発生し、又は拡大し、消火の必要のある燃焼現象に伴うものであって、これを消火するために消火設備又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とする状態による損害をいいます。

ただし、燃焼機器及び電気機器等の過熱等により生じた当該機器のみの損害を除きます。

(2) 破裂・爆発による損害とは、気体又は薬品等の急激な膨張による破裂又は爆発による損害をいいます。

(3) 航空機の墜落による損害とは、航空機の墜落及び部品等の落下物による損害をいいます。

(4) 自動車の飛び込みによる損害とは、自動車(原動機付自転車を含みます。以下同じ。)の運行中に生じた自動車又はその積載物の飛び込み又は接触による損害をいいます。ただし、共済契約者又は同一の世帯に属する親族(以下「共済契約関係者」といいます。))が所有若しくは運転する自動車又はその積載物によるものを除きます。

(5) 水濡れによる損害とは、自然現象にともなうものを除き、次に掲げるものをいいます。

ただし、共済の目的である建物又は家財を収容する建物が耐火構造の場合に限り、

ア 同一の建物の他人の居室で生じた不測かつ突発的な事故にともなう漏水、放水又は溢水による水濡れ損害

イ 給排水設備に生じた不測かつ突発的な事故にともなう漏水、放水又は溢水による水濡れ損害

ただし、給排水設備に存在する欠陥又は腐蝕、さび、かび、虫害その他の自然の消耗等に起因する損害を除きます。

(6) 落雷による損害とは、落雷による衝撃損害及び送電線への落雷による電気機器への波及損害をいいます。

### (重要な事項の提示)

第4条 この組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、この規約及び火災共済事業施行規則(以下「規則」といいます。))を契約内容とする旨のほか、この規約に規定する事項のうち、共済契約申込者が契約内容を理解するために必要な情報(以下「契約概要」といいます。))及び共済契約者に注意を喚起すべき情報(以下「注意喚起情報」といいます。))をあらかじめ正確に提示します。

2 前項に規定する契約概要及び注意喚起情報は次に掲げるものとします。

#### (1) 契約概要

ア.当該情報が「契約概要」であること。

イ.共済商品のしくみ

ウ.保障内容

エ.付加できる主な特約とその概要

オ.共済期間

カ.引受条件(共済金額)

キ.共済掛金に関する事項

ク.共済掛金の払込に関する事項

ケ.解約返戻金の有無等に関する事項

#### (2) 注意喚起情報

ア.当該情報が「注意喚起情報」であること。

イ.クーリング・オフに関する事項

ウ.告知義務等の内容

エ.責任開始期

オ.主な免責事由

カ.共済掛金の支払猶予期間等

キ.解約と解約返戻金の有無

### (再共済)

第5条 この組合は、共済契約により負う共済責任の一部を全国共済生活協同組合連合会の再共済に付することができます。

2 前項の場合において、再共済契約の締結は、火災共済の再共済の授受に関する契約書により行います。

## 第2章 共済契約

### 第1節 共済契約の範囲

#### (共済契約者の範囲)

第6条 共済契約者は、この組合の組合員とします。

**(被共済者の範囲)**

第7条 この組合は、共済契約者を被共済者とする契約に限り、締結します。

**(共済金受取人の範囲)**

第8条 共済金の受取人は共済契約者とし、共済金受取人といいます。  
 2 前項の規定にかかわらず、共済契約者が死亡したときの共済金受取人は、共済契約者の相続人となります。  
 3 共済金受取人が2人以上あるときは、代表者を1人定めなければなりません。この場合において、その代表者は他の共済金受取人を代表します。

**(共済の目的の範囲)**

第9条 共済の目的となる物は、金銭に見積もることができる物で、次に掲げるものとします。  
 ただし、規則で定めるものを除きます。  
 (1) 共済契約関係者が所有し居住する建物(区分所有の場合の建物においては専有部分とします。)、又は所有して居住用に貸す建物  
 (2) 共済契約関係者が所有する家財で、その者が居住して常時使用する建物内に収容されているもの  
 2 建物を共済の目的とする場合において、次の各号に掲げる物は、共済の目的に含まれます。  
 ただし、営業目的に使用しているものは、共済の目的に含まれません。

- (1) 量、建具、その他建物の従物
  - (2) 電気設備、ガス設備、冷暖房設備その他これらに準ずる建物の付属設備
  - (3) 建物に付属する門、塀、垣その他付属工作物
  - (4) 建物に付属する物置、納屋その他付属建物
- 3 家財を共済の目的とする場合において、次の各号に掲げる物は、共済の目的に含まれません。
- (1) 通貨、預貯金証書(預金証書又は貯金証書をいい、通帳及び預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。)、有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの
  - (2) 貴金属、宝石、宝玉及び貴重品並びに美術品たる書画、彫刻物その他これらに準ずるもの
  - (3) 稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずるもの
  - (4) 家畜、家さん、農林水産物その他これらに準ずるもの
  - (5) 自動車
  - (6) 商品、半製品、原材料、営業用の機械・器具・備品、その他これらに類するもの

**(共済契約の締結の単位)**

第10条 共済契約は、共済の目的である建物又は同一の建物内に収容されている共済の目的である家財ごとに締結します。  
 2 前項の場合において、共済契約者は1人に限ります。  
 3 前項の規定にかかわらず、2人以上の者が同一の世帯に属する場合において、そのうち2人以上の者が共済契約を分割して締結しようとするときは、その2人以上の者の共済金額の合計額が次条(共済金額)第2項から第4項までに規定する額を超えない範囲において、それぞれ共済契約者となることができます。  
 4 共済契約関係者が同一の敷地内に所有する建物が2戸以上あり、それぞれの建物が前条(共済の目的の範囲)第1項第1号に定める建物である場合の契約については、建物毎に締結します。

5 共済契約関係者が所有し居住用に貸す建物のうち1棟の建物内に複数世帯が区分使用している建物である場合の共済契約は、建物の棟毎とします。

**(共済金額)**

第11条 共済契約1口についての共済金額は10万円とします。  
 2 共済金額(共済契約口数)の最高限度は共済の目的の再取得価額から使用による消耗分(減価分)を差し引いた額(以下「時価額」といいます。)とします。ただし、共済の目的ごとの最高限度は、それぞれ次の各号のとおりとします。  
 (1) 共済の目的が建物のとき。 4,000万円(400口)  
 (2) 共済の目的が家財のとき。 2,000万円(200口)  
 (3) 共済の目的が建物及び家財のとき。6,000万円(600口)  
 3 前項の規定にかかわらず、再取得価額特約が附帯される場合の共済金額の最高限度は、共済の目的となる物の再取得価額とします。ただし、この場合においても同項ただし書きの金額を限度とします。  
 4 この組合は、前2項の規定にかかわらず、共済金額の最高限度を次の各号のとおり制限します。  
 なお、共済契約の共済契約口数及び共済金額の最低限度は10口100万円とします。

- (1) 共済の目的である建物又は家財を収容する建物の構造、用途、延床面積による制限

建物の用途	延床面積	最高限度					
		建物		家財		合計	
		口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額
併宅用・自己住居	33㎡(10坪)未満	70	7,000,000	60	6,000,000	130	13,000,000
住宅造りの又専は用居	33㎡(10坪)以上 50㎡(15坪)未満	105	10,500,000	80	8,000,000	185	18,500,000
	50㎡(15坪)以上 66㎡(20坪)未満	140	14,000,000	100	10,000,000	240	24,000,000
住宅用・商貸	66㎡(20坪)以上 82㎡(25坪)未満	175	17,500,000	120	12,000,000	295	29,500,000
	82㎡(25坪)以上 99㎡(30坪)未満	210	21,000,000	140	14,000,000	350	35,000,000
併耐用火住	99㎡(30坪)以上 115㎡(35坪)未満	245	24,500,000	160	16,000,000	405	40,500,000
	115㎡(35坪)以上 132㎡(40坪)未満	280	28,000,000	180	18,000,000	460	46,000,000
住宅造りの作専用場	132㎡(40坪)以上 148㎡(45坪)未満	315	31,500,000	200	20,000,000	515	51,500,000
	148㎡(45坪)以上 165㎡(50坪)未満	350	35,000,000	200	20,000,000	550	55,000,000
	165㎡(50坪)以上	400	40,000,000	200	20,000,000	600	60,000,000

造住自の用己居共に居同貸住同宅木居	33㎡(10坪)未満	70	7,000,000	60	6,000,000	130	13,000,000
	33㎡(10坪)以上	70	7,000,000	70	7,000,000	140	14,000,000

(2) 単身世帯又は間借人が家財を共済の目的とする場合の制限

単身世帯 50口 5,000,000円

間借人 10口 1,000,000円

## (共済金の種類)

第12条 共済契約によりこの組合が支払う共済金の種類は、損害共済金(以下「火災等共済金」といいます。 )及び費用共済金とします。

2 前項に規定する費用共済金は、次の各号のとおりとします。

- (1) 臨時費用共済金
- (2) 残存物取片つけ費用共済金
- (3) 失火見舞費用共済金
- (4) 修理費用共済金
- (5) 漏水見舞費用共済金

## (共済掛金額)

第13条 共済契約1口(年額)についての共済掛金の額は、次のとおりとし、その算定は別紙第1「共済掛金額算出方法書」に定める方法によります。

建物の構造・用途	共済掛金額
耐火造専用住宅	40円
木造専用住宅	90円
商店併用住宅	170円
作業場併用住宅	
木造共同住宅	

## (共済期間)

第14条 共済期間は、共済契約の効力が生じた日から1年間とします。

ただし、規則の定めるところにより、共済期間が1年に満たない共済契約(以下「短期契約」といいます。 )を締結することができます。

2 前項の短期契約の共済掛金額は、共済契約の効力が生ずる日の属する月から満期の日の属する月までの月数に前条(共済掛金額)に規定する共済掛金額の12分の1を乗じた額とします。

## 第2節 共済契約の申込み及び共済契約申込者の告知事項並びに共済契約の成立等

### (共済契約の申込み及び共済契約申込者の告知事項)

第15条 共済契約申込者は、共済契約の申込みにあたっては、共済契約申込書記載事項のうち、次に掲げる事項を共済契約申込書に記載し、これをこの組合に提出しなければなりません。

- (1) 共済契約者の住所、氏名、生年月日
- (2) 共済の目的の所在地
- (3) 共済契約者と同居する共済契約関係者の人数

2 共済契約申込者は前項各号に掲げるもののほか、共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要なもののうち、共済契約申込時にこの組合が質問した次の各号に掲げる危険に関する重要な事項(以下「告知事項」といいます。 )について、この組合に知っている事実を告げなければなりません。

(1) 共済の目的である建物又は共済の目的である家財を収容する建物の延床面積、構造、用途

(2) 共済の目的につき、火災等を事故とする法律に基づく他の共済契約又は保険契約(以下「他の共済契約等」といいます。 )の有無

3 この組合は、第1項の共済契約の申込みがあったときは、提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知します。

4 この組合は、申込みの諾否を決定するにあたり必要と認めた場合には、共済の目的となるべき物について、その構造、用途及び周囲の状況等危険の発生に影響する諸般の事情を調査することができます。

5 この組合が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、共済契約証書の交付により行います。

### (共済掛金の払込み)

第15条の2 共済契約申込者は、この組合の事務所又はこの組合の指定する金融機関等で、申込みをしたときから遅滞なく共済掛金を払い込まなければなりません。

2 この組合は、前条(共済契約の申込み及び共済契約申込者の告知事項)第3項の規定により、共済契約の申込みを承諾しないときは、遅滞なく共済掛金を共済契約申込者に払い戻します。

3 共済契約者は、共済契約が更新されるときは、更新する前の共済契約期間の満了日まで共済掛金を支払わなければなりません。

### (共済契約の成立と効力の発生)

第16条 共済契約は、共済掛金の払込みのあった日に成立したものとみなし、その成立した日の属する月の翌月の1日から効力が生じます。

2 前項の規定にかかわらず、この組合は、共済契約の成立した日の翌日から効力の生ずる日の前日までの間に共済事故が発生したときは、共済金支払いの責に任じます。

3 第1項の規定にかかわらず、当該共済契約が共済期間の満了する共済契約を更新するものであるときは、更新する前の共済契約期間の満了日の翌日から効力が生じます。

4 この組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、次の各号に掲げる事項を記載した共済契約証書を当該申込者に交付します。

- (1) この組合の名称
- (2) 共済掛金額及び共済金額並びに契約口数
- (3) 共済契約者の住所、氏名、電話番号(連絡先)
- (4) 共済の目的の所在地
- (5) 共済の目的である建物又は共済の目的である家財を収容する建物の延床面積、構造、用途
- (6) 他の共済契約等の有無
- (7) 共済契約証書の作成年月日
- (8) その他この組合が必要と認めた事項

### (共済契約の更新)

第16条の2 この組合は、共済期間が満了する共済契約について、満了日まで共済契約者から共済契約を更新しない意思の表示、又は変更の申出がされない場合には、満了する契約と同一内容で共済期間の満了日の翌日(以下「更新日」といいます。 )に更新するものとします。

ただし、更新日の属する月の末日までに共済掛金の払込みがない場合には、共済契約は更新日に遡り効力を失います。

2 前項の規定にかかわらず、共済制度の目的に照らして、この組合の共済契約者又は共済金受取人に対する信頼を損ない、共済契約を更新することが適当でない判断される次の各号のいずれかに該当する場合は、共済契約の更新を行いません。

- (1) 過去に共済金又は保険金（共済種目又は保険種目を問いません。以下同じ。）を取得する目的で、共済事故又は保険事故を発生させる行為を行ったとき。
- (2) 過去に共済金又は保険金の請求について詐欺行為を行ったとき。
- (3) 過去に数度にわたり、共済金又は保険金を取得していたとき。
- (4) 第21条（共済契約の解除）第2項に該当する者であるとき。

3 第1項の規定にかかわらずこの組合は、この規約又は規則の変更があった時は、更新日における変更後の規約又は規則の定めにより、共済契約が更新されるものとします。

4 共済契約者が満了日までに共済契約の変更の申出をし、この組合が承諾したときは、その内容で更新するものとします。

### （共済掛金の払込み方法）

第17条 共済掛金の払込み方法は年払いとします。

ただし、第14条（共済期間）第1項ただし書きに規定する短期契約を締結する場合はこの限りではありません。

2 前項の共済掛金は、この組合の事務所又はこの組合の指定する金融機関等で払い込まなければなりません。

3 共済契約者は、共済掛金口座振替特別を附帯することにより更新する共済契約の共済掛金を、当該共済契約者の指定した金融機関を通じて、口座振替により払い込むことができます。

### （共済契約者の通知義務等）

第18条 共済契約の成立後、次の各号のいずれかに掲げる事実が発生した場合には、共済契約者は、当該事実の発生がその責に帰すべき理由によるときはあらかじめ、その責に帰することのできない理由によるときは、当該事実の発生を知った後、遅滞なく書面によりその旨をこの組合に通知しなければなりません。

- (1) 第15条（共済契約の申込み及び共済契約者の告知事項）第2項に規定する告知事項に変更が生じたこと。
- (2) 共済の目的である建物又は共済の目的である家財を収容する建物を改築し、増築し、若しくは、修繕すること。  
ただし、改築又は、修繕が軽微であるときはこの限りではありません。
- (3) 共済の目的である建物又は共済の目的である家財を収容する建物を、引き続き30日以上空家若しくは無人とすること。
- (4) 共済の目的を他の場所に移転すること。ただし、火災等を避けるため5日間の範囲内で移転する場合はこの限りではありません。
- (5) 共済の目的につき火災等以外の原因によって損害が生じたこと。ただし、その損害が軽微であるとき又は、当該事実がなくなったときはこの限りではありません。
- (6) 共済の目的である建物又は、共済の目的である家財を収容する建物の一部又は全部を解体すること。
- (7) 第9条（共済の目的の範囲）に規定する共済の目的の範囲外になること。

2 この組合は、前項の通知を受けたときは、共済契約証書に裏書します。ただし、前項第7号又は、第21条（共済契約の解除）第1項第2号に該当する場合は除きます。

3 共済契約者は、この組合が第1項の事実の発生に関する調査のため行う共済の目的の検査を、正当な理由がないのに拒み、又は妨げてはなりません。

## 第3節 共済契約の無効、解約、解除、取消及び消滅

### （共済契約の無効）

第19条 共済契約は、次のいずれかに該当する場合には無効とします。

- (1) 共済契約者が、他人のために共済契約を締結したとき。
- (2) 共済契約者が、共済契約の当時共済の目的であるべき物につき既に火災等による損害が生じ、又は火災等の原因が発生していたことを知っていたとき。

2 この組合は、前項の場合において共済契約者が善意であつてかつ重大な過失がないときは、共済掛金の全部又は一部を共済契約者に払い戻します。

### （共済契約の解約）

第20条 共済契約者は、いつでも共済契約を解約することができます。ただし、共済金請求権に質権が設定されている場合において、この解約権は、質権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

2 前項の規定による解約は、書面をもって行い、その書面には解約の日を記載しなければなりません。

3 解約の効力は、前項の解約の日の翌日から生じます。

### （共済契約の解除）

第21条 この組合は、次のいずれかに該当する場合には将来に向かって共済契約を解除することができます。

- (1) 共済契約者が共済契約申込みの当時、故意又は、重大な過失により、第15条（共済契約の申込み及び共済契約申込者の告知事項）第2項に規定する告知事項について事実を告げず又は、不実のことを告げたとき。

ただし、次に該当する場合はこの限りではありません。

ア その告げなかった事実がなくなり、又はその告げた不実のことが真実となったとき。

イ この組合が、共済契約申込みの当時、その告げなかった事実を知り又は、過失によってその告げなかった事実を知らなかったとき。

- (2) 第18条（共済契約者の通知義務等）第1項第1号、第2号、第4号又は、第6号の事実の発生により危険増加が生じた場合で、共済契約者が故意又は重大な過失により当該各号の発生を遅滞なく通知しなかったとき。

(3) 共済契約者又は共済金受取人がこの組合に共済金を支払わせることを目的として、故意に支払事由を生じさせ又は、生じさせようとした場合

(4) 共済契約者又は共済金受取人が共済金の請求及び受領に際し、詐欺の行為を行い又は、行おうとした場合

2 この組合は、前項各号のほか、組合の共済契約者又は共済金受取人に対する信頼を損ない、当該共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合及び共済契約者が次のいずれかに該当する場合には、将来に向かって共済契約を解除することができます。

- (1) 反社会的勢力に該当すると認められること。
- (2) 反社会的勢力に対し資金等を提供し、又は便宜を与える等の関与をしていると認められること。
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- (4) その他反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していると認められること。

3 前項各号にいう反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他反社会的勢力をいいます。

4 この組合は、前2項の解除が共済の目的につき、火災等によって損害が生じた

後においてなされたときであっても、共済金を支払う責に任せず、既に共済金を支払っていたときはその返還を請求することができます。ただし、当該損害の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを共済契約者が証明したときはこの限りではありません。

5 第1項第1号の場合の解除権は、組合が解除の原因を知ったときから1ヵ月間行わなかったとき、又は共済契約の成立後5年を経過したときは消滅します。

6 第1項及び第2項の規定による解除は、共済契約者に対する書面による通知によって行います。

7 この組合は、第1項第4号の規定により共済契約を解除した場合には、共済掛金は返還しません。

#### (共済契約の消滅)

第22条 共済契約の成立後、次の各号の事実が発生した場合には共済契約は、当該事実が発生した日において消滅します。

- (1) 共済の目的が火災等以外の原因によって滅失したこと。
- (2) 共済の目的が第34条（共済金を支払わない損害）第1項から第3項の事故により滅失したこと。
- (3) 共済の目的が解体されたこと。
- (4) 共済の目的が譲渡されたこと。（法令に基づく収用又は買収による所有権の移転を含む。）
- (5) 共済の目的が、火災等によって損害が生じた場合において、第44条（残存共済金額）に規定する残存共済金額が共済契約当時における共済金額の20パーセント未満となったこと。

#### (共済契約の取消)

第23条 共済契約の締結時において、共済金額が、第11条（共済金額）第2項から第4項までに規定する共済価額の最高限度額を超えていたことにつき、共済契約申込者が善意であって、かつ重大な過失がない場合、共済契約者はその超えた部分（以下、「超過部分」といいます。）について、共済契約を取り消すことができます。

2 この組合は、前項の規定により取り消された超過部分に相当する共済掛金を共済契約者に払い戻します。

#### (共済掛金の減額)

第24条 この組合は、第18条（共済契約者の通知義務）第1項の事実の発生が通知があった場合で、その事実が危険の減少と認められた場合には、共済掛金のうち未経過共済期間に対応する共済掛金について、この組合の定める取扱いに基づき減額します。

#### (共済契約の解約、解除又は消滅の場合の共済掛金の払い戻し)

第25条 この組合は、第20条（共済契約の解約）第1項の規定による共済契約の解約、第21条（共済契約の解除）第1項の規定による共済契約の解除又は、第22条（共済契約の消滅）の規定による共済契約の消滅（第22条（共済契約の消滅）第5号及び第34条（共済金を支払わない損害）第1項第1号及び第2号の事故による場合を除きます。）については、別紙第3「解約返戻金額算出方法書」により算出した金額をこの組合の事務所において、又は共済契約者の指定した金融機関等を通じて、当該共済契約者に払い戻します。

## 第3章 共済金及び共済金の支払い

### 第1節 共済金

#### (火災等共済金)

第26条 この組合は、共済の目的につき、共済期間中に火災等によって損害が生じた場合に火災等共済金を支払います。

2 前項の規定により支払う火災等共済金の額は、当該共済契約の共済金額を限度として、次の各号に定める額とします。

- (1) 共済金額が共済の目的の価額（以下「共済価額」といいます。）の70パーセントに相当する額以上のときは、損害の額を火災等共済金の額とします。
- (2) 共済金額が共済価額の70パーセントに相当する額未満のときは、次の算式により算出された額を火災等共済金の額とします。

$$\text{火災等共済金の額} = \text{損害の額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 0.7}$$

- (3) 前2号に規定する共済価額及び損害の額は、その損害が生じた場所及び時における時価額とします。
  - (4) 前号の規定にかかわらず、再取得価額特約が附帯された共済契約の損害の額及び共済価額は、その損害が生じた場所及び時における再取得価額とし損害の額を火災等共済金の額とします。
- 3 前項第4号に規定する再取得価額は、規則の定めるところにより算出される額とします。

4 共済契約者が、故意又は重大な過失によって、第36条（損害防止の義務）の規定による損害の防止及び軽減の義務を怠ったときは、損害の額からその防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いた残額を第2項の損害の額とみなします。

#### (臨時費用共済金)

第27条 この組合は、前条（火災等共済金）の火災等共済金が支払われる場合に火災等に伴う生活上の臨時的支出に充てるために要する費用として、臨時費用共済金を支払います。

2 前項の規定による臨時費用共済金の額は、火災等共済金の額の10パーセントに相当する額とします。

ただし、1共済事故あたり100万円を限度とします。

#### (残存物取片づけ費用共済金)

第28条 この組合は、第26条（火災等共済金）の火災等共済金が支払われる場合に、損害を受けた共済の目的の残存物の取片づけに要する費用として、残存物取片づけ費用共済金を支払います。

2 前項の規定による残存物取片づけ費用共済金の額は、火災等共済金の額の6パーセントに相当する額とします。

ただし、1共済事故につき100万円を限度とします。

#### (失火見舞費用共済金)

第29条 この組合は、共済の目的である建物又は家財を収容する建物内から発生した火災又は、破裂・爆発により第三者の所有する建物又は家財に損害を与え、かつ、それにより生じる見舞金等の費用を共済契約関係者が現実自己の費用で支払ったときは、失火見舞費用共済金を支払います。

2 前項の規定により支払う失火見舞費用共済金の額は、共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った額とします。ただし、1被災世帯あたり50万円を限度とし、かつ、1共済事故につき150万円又は共済金額の20パーセントのいずれか少ない額を限度とします。

### (修理費用共済金)

第30条 この組合は、共済契約者が借家、借間に居住し共済契約関係者の責に帰すべき事由の火災、破裂・爆発又は、水漏れにより建物に損害を与え、かつ、共済契約関係者が現実に自己の費用でその損害につき賃貸借契約に基づいて修復を行ったときは、修理費用共済金を支払います。

2 前項の規定により支払う修理費用共済金の額は、共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った額とします。ただし、1共済事故につき150万円又は共済金額の20パーセントのいずれか少ない額を限度とします。

### (漏水見舞費用共済金)

第31条 この組合は、共済の目的である建物又は家財を収容する建物内から発生した不測かつ突発的な漏水、放水又は溢水により、第三者の所有する建物又は家財に水濡れ損害を与え、かつ、それによって見舞金等の費用を共済契約関係者が現実に自己の費用で支払ったときは、漏水見舞費用共済金を支払います。ただし、当該建物が耐火造住宅のものに限ります。

2 前項の規定により支払う漏水見舞費用共済金の額は、共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った額とします。ただし、1被災世帯あたり50万円を限度とし、かつ、1共済事故につき150万円又は共済金額の20パーセントのいずれか少ない額を限度とします。

### (費用共済金の支払いの限度)

第32条 第27条(臨時費用共済金)から前条(漏水見舞費用共済金)に規定する費用共済金は、第26条(火災等共済金)に規定する火災等共済金の額と合計して、共済金額を超える場合でも支払います。

### (他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)

第33条 この組合は、他の共済契約等がある場合において、それぞれ他の共済契約等がないものとして算出した支払うべき共済金又は保険金(以下「支払責任額」といいます。)の合計額が、当該共済契約の共済金額(以下「支払限度額」といいます。)を超えるときは、次に掲げる額を火災等共済金として支払います。

(1)他の共済契約等から共済金又は保険金が支払われていない場合

この組合の支払責任額

(2)他の共済契約等から共済金又は保険金が支払われた場合  
支払限度額から、他の共済契約等から支払われた共済金又は保険金の合計額を差し引いた残額 ただし、この組合の支払責任額を限度とします。

2 前項の場合において、第27条(臨時費用共済金)から第31条(漏水見舞費用共済金)の支払事由が生じた場合における支払額は、前項の規定を適用して算出した額とします。

3 第1項の規定にかかわらず、この組合が、第26条第2項第4号の規定により火災等共済金を支払う場合において、他の共済契約等に再取得価額を基準として算出された額を支払う旨の規定がない場合には、次の算式により算出された額を火災等共済金の額とします。

ただし、この組合の支払責任額を限度とします。

火災等共済金の額＝損害の額－再取得価額を基準として算出された額を支払う旨の規定がない他の共済契約等によって支払われるべき共済金及び保険金の合計額

### (共済金を支払わない損害)

第34条 この組合は、共済の目的につき火災等によって損害が生じた場合であっても、その損害が次の各号のいずれかに該当するときは、共済金を支払いません。

(1)共済契約者若しくは共済金受取人の故意又は重大な過失により生じた損害

ただし、共済契約者若しくは共済金受取人が故意又は重大な過失でないことを証明した場合はこの限りではありません。

(2)共済契約者と同一世帯に属する者の故意によって生じた損害

ただし、その者が共済契約者又は共済金受取人に共済金を取得させる意思を有しなかったことを共済契約者若しくは共済金受取人が証明した場合はこの限りではありません。

(3)火災等に際し、共済の目的である物が紛失し、又は盗難にかかったことによって生じた損害

2 この組合は、発生原因が直接であると間接であると問わず、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

(1)戦争その他の変乱

(2)地震又は噴火若しくはこれらによる津波

(3)核燃料物質(使用済燃料を含む。以下同じ。)又は、核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)の放射性、爆発性その他の有害な特性若しくはこれらの特性に起因する事故

(4)前号以外の放射線照射又は放射能汚染

3 この組合は、前項各号の事由によって、発生した火災等の事故が延焼又は拡大して生じた損害及び発生原因のいかんを問わず、火災等の事故がこれらの事由によって延焼又は拡大して生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

4 この組合は、共済契約者が第18条(共済契約者の通知義務等)第1項に規定する手続を怠った場合には、同条に掲げる事実の発生がその責に帰すべき理由によるときは、当該事実が発生したときから、その責に帰することのできない理由によるときは、共済契約者が当該事実の発生を知った時から、この組合が同条同項に規定する通知を受領するまでの間に、共済の目的につき火災等によって生じた損害については、共済金を支払いません。

5 再取得価額特約が附帯された契約の共済の目的につき火災等により損害が生じた場合において、当該共済の目的に代わるべき建物及び家財を再取得しないときは、この組合は、当該特約に基づく共済金の部分については支払わないものとし、既に支払っているときは、その返還を請求することができます。ただし、共済契約者が正当な理由に基づきこの組合の承認を受けた場合はこの限りではありません。

### (共済金の支払義務を免れる場合)

第35条 この組合は、次のいずれかに該当する場合には共済金を支払う義務を免れます。

(1)共済契約者又は共済金受取人が、正当な理由がないのに第40条(被害物の検査等)の規定による検査等の行為を妨害したとき。

### (損害防止の義務)

第36条 共済契約関係者は、共済の目的につき火災等の事故が発生したときは火災等の原因が生じたときは損害の防止及び軽減に努めなければなりません。

## 第2節 共済金の支払い

### (事故発生の通知)

第37条 共済契約者は、共済の目的について火災等の事故が生じたことを知ったときは、遅滞なく事故発生の状況をこの組合に通知しなければなりません。

2 前項の通知を正当な理由がなく怠った場合において、損害額の認定ができない場合は、この組合は共済金を支払わないことができます。

### (共済金の支払請求)

第38条 共済金受取人は、共済の目的につき火災等の事故が生じ、この組合に共済金の支払いを請求するときは、共済金支払請求書に共済契約証書及び規則に定める書類を添え、これを損害が生じたことを知った日から30日以内にこの組合に提出しなければなりません。

2 前項の規定にかかわらず、正当な理由があるときは共済金支払請求書の添付書類の一部を省略することができます。

3 第8条(共済金受取人の範囲)第3項に掲げる者が、共済金の請求をしようとするときは、第1項に定める書類のほか、その他の共済金受取人の委任状と全員の印鑑証明書を提出しなければなりません。

4 共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払いを受けるべき共済金受取人の代理人がないときは、次の各号に掲げるいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨をこの組合に申し出て、この組合の承認を得たうえで、共済金受取人の代理人(以下、「代理請求人」といいます。)として共済金を請求することができます。

- (1) 共済金受取人と同居又は生計を共にする配偶者。ただし法律上の配偶者に限ります。(以下同じ。)
- (2) 前号に規定する者がいない場合又は前号に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合は、共済金受取人と同居又は生計を共にする3親等内の親族
- (3) 第1号及び第2号に規定する者がいない場合又は第1号及び第2号に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合は、第1号に規定する以外の配偶者又は第2号に規定する以外の3親等内の親族

5 前項第2号及び第3号に規定する3親等以内の親族が2人以上あるときは、共済金受取人と最も等級に近い者が優先します。なお、その者が2人以上あるときは代表者を1人定めなければなりません。

6 第4項の規定による代理請求人からの共済金の請求に対して、この組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けた場合であっても、この組合は、共済金を支払いません。

7 第21条(共済契約の解除)第1項第3号の規定については、第6項に規定する代理請求人についても準拠します。

8 第4項に規定する書類及び代理請求に必要な書類は規則で定めます。

### (共済金の支払い)

第39条 この組合は、前条(共済金の支払請求)の請求を受けた場合には、請求書類がこの組合に到着した日の翌日以後30日以内にこの組合が共済金を支払うために必要な次に掲げる事項の確認を終え、この組合の事務所において、又は共済金受取人の指定した金融機関等を通じ、共済金を当該共済金受取人に支払います。

(1) 共済金の支払事由に関する次に掲げる事項

- ア 事故の原因
- イ 事故発生の状況
- ウ 損害発生の有無

(2) 共済金が支払われない事由としてこの共済契約において規定する事由に該当する事実の有無

(3) 共済金を算出するための次に掲げる事項

- ア 損害の額、事故と損害との関係及び内容

(4) 共済契約の効力に関する次に掲げる事項

- ア この共済契約において規定する解除、無効、消滅又は取消しの事由に該当する事実の有無

(5) 第1号から第4号に掲げるもののほか、この組合が支払うべき共済金を確定させるための次に掲げる事項

- ア 他の共済契約等の有無及び内容
- イ 損害について共済金受取人が有する損害賠償請求権その他の債権及び既に取得したものの有無及び内容等

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に規定する事項の確認のため、次に掲げる特別な照会又は調査が不可欠な場合にはこの組合は、請求書類がこの組合に到着した日の翌日以後、次に掲げるいずれかの日数が経過する日までに、この組合の事務所において、又は共済金受取人の指定した金融機関等を通じ、共済金を当該共済金受取人に支払います。

なお、複数の調査が不可欠な場合にはその内の最長の日数とします。

- (1) 前項第1号から第5号に規定する事項を確認する為の弁護士法その他法令に基づく照会・・・180日
- (2) 前項第1号から第4号に規定する事項を確認する為の警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会・・・180日
- (3) 前項第1号から第4号に規定する事項を確認する為の医療機関、検査機関その他専門機関による診断・鑑定等の結果の照会・・・90日
- (4) 災害救助法が適用された災害の被災地域における前項第1号から第5号に規定する事項を確認する為の調査・・・60日

3 前2項に規定する必要な事項の確認に際し、共済契約関係者が正当な理由がなくこの確認を妨げ又は、これに応じなかった場合にはこれにより確認が遅延した期間については前2項の日数に参入しません。

### (被害物の検査等)

第40条 この組合は、共済金の支払いに際し、調査のため必要がある場合には、損害を被った物を検査し、類別し又は一時他に移転することができます。

### (第三者の行為による損害)

第41条 共済の目的につき火災等によって生じた損害が第三者の行為によるものである場合において、共済契約関係者又は共済金受取人が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、この組合は、その価額の限度で共済金を支払う義務を免れます。

2 前項の場合であってこの組合が共済金を支払っていないときは、当該第三者から賠償を受けた額を支払うべき共済金から控除し、その残額を共済金受取人に支払うものとし、共済金を支払った後は、当該第三者から賠償を受けた額又は支払った共済金の額のうちいずれか少ない額の返還を共済金受取人に対し請求することができます。



### (請求権の代位)

第42条 共済契約者又は共済金受取人が第三者の行為により、共済の目的につき損害を被った場合、当該共済契約者又は当該共済金受取人が当該第三者に対して損害賠償請求権その他の債権(以下「債権」といいます。)を取得した場合においてこの組合が当該損害に対して火災等共済金を支払ったときは、次の各号に掲げる金額を限度に当該債権はこの組合が取得します。

- (1) この組合が損害の額の全額を火災等共済金として支払った場合  
共済契約者又は共済金受取人が取得した債権の全額
  - (2) 前号以外の場合  
共済契約者又は共済金受取人が取得した債権の額から火災等共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- 2 前項第2号の場合において、共済契約者又は共済金受取人が引き続き有する債権は、この組合が取得した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- 3 この組合は、前項各号に規定する債権が借家人に対するものである場合は、その権利を行使しません。
- ただし、借家人の故意又は重大な過失により生じた損害に対し共済金受取人に火災等共済金を支払った場合はこの限りではありません。
- 4 共済契約者又は共済金受取人はこの組合が要求したときは、第1項の規定によりこの組合が取得した債権の保全及び行使のために必要な証拠及び書類の提出、その他の行為をしなければなりません。この場合において、これらの行為に要する費用は、この組合の負担とします。
- 5 第三者に対する債権の放棄又はその他の者への債権の譲渡等により、共済契約者又は共済金受取人がこの組合の権利を害した場合には、この組合は、それによってこの組合に生じた損害の賠償を共済契約者又は共済金受取人に請求することができます。

### (残存物の代位)

第43条 この組合は、火災等共済金を支払った場合であっても、その残存物について共済契約者又は共済金受取人が有する所有権その他の物権を取得しません。

### (残存共済金額)

第44条 共済の目的につき火災等の事故が生じた場合において、この組合が共済金を支払ったときは、当該共済金額からその支払った額を差し引いた残額をその損害の生じた時以降の共済期間にかかる共済金額とします。

## 第4章 異議の申立て

### (異議の申立て及び審査委員会)

- 第45条 共済契約及び共済金の支払いに関するこの組合の処分不服がある共済契約者又は共済金受取人は、この組合におく審査委員会に対して異議の申立てをすることができます。
- 2 前項の異議の申立ては、この組合の処分があった日から30日以内に書面をもってしなければなりません。
  - 3 第1項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は異議の申立てを受けた日から30日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知します。
  - 4 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

## 第5章 雑則

### (支払備金及び責任準備金)

- 第46条 この組合は、消費生活協同組合法施行規則(昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号)の定めるところにより、毎事業年度末において支払備金及び責任準備金を積み立てます。
- 2 責任準備金の種類は、未經過共済掛金及び異常危険準備金としその額は、別紙第2責任準備金額算出方法書において定める方法により算出した額とします。
  - 3 異常危険準備金は、危険差損のてん補に充てる場合、又は異常危険準備金の一部が益金に算入された場合に生じた税負担に充てる場合に取崩すことができます。
  - 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、この組合の業務又は財産の状況に照らし、やむを得ない事情がある場合は、当該基準によらないで積立又は取崩しを行うことができます。

### (借入金)

第47条 この組合は、共済事故が著しく発生して剰余金、諸積立金及び異常危険準備金をもってしても、なお共済責任を果たすことができないと認めるときは、あらかじめ理事会において定められた金額を限度として借入金をもってこれを果たすことができます。

### (共済金の削減等)

第48条 この組合は、第47条(借入金)においても、なお共済責任を果たすことができないと認めるときは、大阪府知事の承認を得た後、総代会の議決を経て、共済金の分割払い、支払いの繰延べ又は削減をすることができます。

### (消滅時効)

- 第49条 この組合は、共済金受取人が支払い事由の生じた日の翌日から共済金の請求手続きを3年間行わなかった場合には、共済金を支払う義務を免れます。
- 2 この組合は、共済契約者が共済掛金の返還又は返戻金の請求の原因となる事実の発生した日の翌日から起算して、その請求手続きを3年間行わなかった場合には、共済掛金を返還する義務又は返戻金を払い戻す義務を免れます。

### (質入等の制限)

第50条 共済金の支払いを請求する権利は、この組合が承認した場合を除き、質入れ又は譲渡することができません。

### (共済契約による権利義務の承継)

- 第51条 共済契約者は、この組合の書面による承諾を得て、共済契約関係者に限り共済契約による権利義務を承継させることができます。
- ただし、その者が承継の申出日においてこの組合の組合員であって、当該共済目的の所有者でなければなりません。
- 2 共済契約者が死亡した場合は、相続人がこの組合の書面による承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。
  - ただし、共済契約の承継人となった者は、当組合の組合員でなければなりません。
  - 3 当該共済契約の共済期間中に共済契約者が死亡した場合において、前項に規定する承継手続きがなされなかった場合は、当該共済契約はその共済期間満了の日において消滅します。

## (規 則)

第52条 この規約に定めるもののほか、共済事業の実施のための手続き、その他その施行について必要な事項は、規則で定めます。

## 第6章 特則

### 第1節 共済掛金口座振替特則

#### (共済掛金口座振替特則の適用)

第53条 共済契約の締結の際又は、共済期間中に共済契約者から第17条(共済掛金の払込み方法)第3項に規定する口座振替扱いによる共済掛金の払込みの申し出があり、この組合がこれを承諾した場合に当該共済契約について、この特則を適用します。

2 この特則を適用する場合には、共済契約者は当該共済契約者が指定する金融機関に対して、指定口座からこの組合の口座へ共済掛金の口座振替を依頼しなければなりません。

#### (共済掛金の払込み)

第54条 共済契約者は、更新する前の共済契約期間の満月に属するこの組合の定めの日(以下、「振替日」といいます。)に指定口座から共済掛金を、この組合の口座に振り替えることにより払い込まなければなりません。

ただし、振替日が取扱金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。

2 前項の場合において、指定口座から振り替えられたときに、共済掛金の払込みがあったものとします。

3 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

4 この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金の領収書の発行を省略することができます。

#### (口座振替不能の場合の扱い)

第55条 振替不能の場合は、共済契約者は更新する前の共済契約期間の満日まで、この組合の事務所又は、この組合の指定する金融機関等に共済掛金を払い込まなければなりません。

#### (指定金融機関、指定口座の変更等)

第56条 共済契約者は、指定する金融機関及び指定口座を変更することができます。

2 共済契約者は、口座振替扱いによる共済掛金の払込みを停止することができます。

3 前2項の場合には、共済契約者は、あらかじめその旨をこの組合に申し出なければなりません。

#### (共済掛金口座振替特則の消滅)

第57条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この特則は消滅します。

- (1) 共済契約者が前条第1項に規定する変更の際に、その変更手続きが行われないうまま共済掛金の口座振替が不能となったとき。
- (2) 共済契約者が前条第2項に規定する口座振替扱いによる共済掛金の払込みを停止したとき。
- (3) 共済契約者が第58条(振替日の変更)の規定による振替日の変更を承諾しないとき。

## (振替日の変更)

第58条 この組合は、この組合の収納代行業会社等の事情により将来に向かって振替日を変更することができます。この場合、この組合はその旨をあらかじめ共済契約者に通知します。

## 附則

この規約は、大阪府知事が認可した日又は令和元年10月1日のいずれか遅い日から施行します。

# 火災共済事業施行規則

## 第1章 総則

### (総則)

第1条 大阪市民共済生活協同組合(以下「組合」という。)は、火災共済事業規約(以下「規約」という。)第52条(規則)に基づき、この規則を定めます。

### (同一世帯に属する親族の定義)

第2条 規約第3条(火災等による損害の定義)第4号ただし書きに掲げる同一の世帯に属する親族とは、共済契約者と日常生活において各人の収入、支出の全部又は一部を共同して計算する者をいいます。

## 第2章 火災共済事業の実施について

### (共済の目的の制限及び特例)

第3条 規約第9条(共済の目的の範囲)第1項ただし書きに掲げる共済の目的とすることができないものは、次の各号に掲げるものとします。

- (1) 空家又は建築中の建物
- (2) 非合法の建物等の防火上きわめて危険と認められる建物
- (3) 前2号に掲げる建物内に収容されている家財

2 前項第1号の建物のうち、次の各号のいずれかに該当する場合に限り共済の目的とすることができます。

- (1) 新築又は改築の場合で建物が完成し、30日以内に居住することが確定している建物
- (2) 居住地以外の建物で居住地に隣接している建物、又はおおむね月1回以上見回りしている建物
- (3) 前2号に掲げる建物内に収容されている家財

3 規約第18条(共済契約者の通知義務等)第1項第3号の事実が発生した場合で、共済契約者がこの組合にその事実を通知したときは、その理由が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、引き続き共済契約を締結することができます。この場合において、当該建物に収容されている家財については、相当程度が残っている場合に限ります。

- (1) 転勤又は出張(長期又は短期)あるいは入院等により、空家又は、無人となった建物で再入居を前提としたもの
- (2) 貸家などで入居者の移転により一時空家又は、無人となった建物で入居を前提としたもの

### (共済契約の締結の単位)

第4条 共済契約関係者が所有する建物が同一敷地内に2戸以上あり、規約第10条(共済契約の締結の単位)第4項に規定する共済契約の締結がされていないときは、当該敷地内の共済の目的とすることができるすべての建物又は、家財について一括して共済契約が締結されているとみなします。ただし、当該建物が同構造・同用途のもので、共済契約関係者が居住しているものに限ります。

2 前項の共済契約が締結されている場合の損害の額及び焼破損割合等の算出は一括して行い共済金を算定します。

### (再取得価額)

第5条 規約第26条(火災等共済金)第3項に規定する再取得価額は、規約第11条(共済金額)第4項に規定する共済の目的である建物又は共済の目的である家財を収容する建物の構造、用途、延床面積毎に定める共済金額の最高限度とします。

### (建物の構造の定義、構造及び用途区分)

第6条 規約第13条(共済掛金額)に掲げる共済の目的である建物の構造の定義は、次の各号のとおりとします。

#### (1) 耐火造

ア 建物の主要構造部のうち、柱、はり及び床がコンクリート造又は鉄骨を被覆したもので組み立てられ、屋根、小屋組、及び外壁のすべてが不燃材で造られたもの

イ 外壁のすべてがコンクリート造、コンクリートブロック造、レンガ造又は石造の建物

#### (2) 木造

ア 前号以外の建物

2 規約第13条(共済掛金額)に掲げる共済の目的である建物の構造及び用途区分は、次の各号のとおりとします。

(1) 耐火造専用住宅…もっぱら居住の目的で使用する耐火造の建物(公営住宅等集合住宅を含みます。)

(2) 木造専用住宅…もっぱら居住の目的で使用する木造の住宅

(3) 商店併用住宅…主として居住を目的とする他、商店(事務所を含みます。)として使用する建物

(4) 作業場併用住宅…主として居住を目的とする他、作業場として使用する建物

(5) 木造共同住宅…もっぱら居住の目的で特に複数の世帯が区分毎に使用する木造の建物

### (短期契約)

第7条 この組合は、共済契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、規約第14条(共済期間)第1項ただし書きの規定により短期契約を締結することができます。

(1) 共済契約者が、既に締結している契約の残期間について契約口数を増加するとき。

(2) 共済契約者が、既に締結している他の共済契約の満期日に合わせて共済契約を締結するとき。

(3) 共済契約者が、転出予定日に合わせて共済契約を締結するとき。ただし、この場合の契約満期日は、当該事実が発生する日の属する月の末日とします。

(4) 前3号に掲げるもののほか、共済契約者の申出によりこの組合が認めたとき。

### (共済金請求書類)

第8条 規約第38条(共済金の支払請求)に規定する書類とは、火災等による損害に応じ、この組合が必要とする以下の書類とします。

- (1) 消防署が発行するり災証明書
- (2) 登記簿謄本
- (3) 自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書
- (4) 落雷証明書
- (5) 共済金支払に関わる同意書
- (6) 権利移転証
- (7) 施工業者等の見積書又は領収書
- (8) 見舞金支払い確認書
- (9) 他の保険会社等から支払われた保険金等の金額がわかる通知書等
- (10) 示談書

#### (端数処理)

第9条 この組合は、規約第14条（共済期間）第2項に規定する短期契約による共済掛金額及び規約第25条（共済契約の解約、解除又は消滅の場合の共済掛金の払い戻し）の規定により算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### (共済契約申込者が未成年者の場合の取扱い)

第10条 この組合は、規約第15条（共済契約の申込み及び共済契約申込者の告知事項）にいう共済契約申込者が未成年者の場合には、当該未成年者の法定代理人が同意をした場合に限り、共済契約の申込みを受付けるものとします。ただし、当該未成年者が満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者については、この限りではありません。

#### (共済金受取人が複数人ある場合の特例)

第11条 規約第8条（共済金受取人の範囲）第3項に規定する者が共済金を請求する場合であって、規約第38条（共済金の支払請求）第3項に規定する提出書類の内、その他の共済金受取人の委任状と全員の印鑑登録証明書（以下「その他の書類」といいます。）の提出ができない場合には、そのできない理由をこの組合に通知しなければなりません。

2 この組合は前項の通知を受け、その他の書類を提出できない正当な理由がある場合に限り、本来支払うべき火災等共済金から他の書類が提出できない者の持分を控除して、共済金を支払うことができます。

#### (時価額の算定)

第12条 規約第26条（火災等共済金）第2項第3号に規定する時価額は次の算式により算出した額とします。

- (1) 建 物

$$\text{時価額} = \text{再取得価額} \times \left\{ 1 - (1 - \text{残価率}) \times \frac{\text{経過年数}}{\text{耐用年数}} \right\}$$

この場合の残価率は50%とし、耐用年数は大蔵省令に定めるものとします。

- (2) 家 財

$$\text{時価額} = \text{再取得価額} \times \left\{ (1 - \text{経年減価率} \times \text{経過年数}) \right\}$$

この場合の経年減価率は、一定の家財の新旧交換があるものと考え、20%～30%とします。ただし、家財の新旧の多少により減価率を変更することができます。

#### (焼破損割合による損害の額の算定)

第13条 規約第26条（火災等共済金）第2項における損害の額は、共済目的全体に対する損害割合（以下「焼破損割合」という。）が70パーセント以上のときは、共済契約の共済金額に相当する額とし、焼破損割合が70パーセント未満のときは、共済契約の共済金額を限度として、共済価額に焼破損割合を乗じて得た額とします。

#### (風呂のからだきによる損害)

第14条 この組合は、共済契約者が所有する風呂（借家人である共済契約者が家主の許可を得て無料で設置したものを含みます。）の空だきによる損害については、規約第3条（火災等による損害の定義）第1号ただし書きの規定にかかわらず同号に規定する火災による損害に含みます。

#### (共済金の代理請求)

第15条 規約第38条（共済金の支払請求）第4項に規定する共済金受取人の代理人（以下、「代理請求人」といいます。）が共済金を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添え、この組合に提出しなければなりません。

- (1) 共済金受取人が共済金を請求できない事情の届出書（代理請求人の実印を捺印したもの）
- (2) 代理請求人の印鑑証明書
- (3) 医師の診断書又は意見書
- (4) 代理請求人の住民票（続柄が記載されたもの）又は健康保険証の写し
- (5) 共済金受取人との続柄が確認できる戸籍謄本（前号の書類で続柄が確認できない場合）
- (6) 代表者に対する委任状（規約第38条（共済金の支払請求）第5項に規定する者が2人以上ある場合）

#### (審査委員会)

第16条 この組合は、規約第45条（異議の申立て及び審査委員会）第4項に規定する審査委員会の組織運営については、審査委員会規則に定めます。

## 第3章 雑則

#### (雑 則)

第17条 共済契約申込書、共済契約引受通知書等の様式その他共済事業の実施に関し、必要な事項は理事長が定めます。

#### (改 廃)

第18条 この規則の変更及び廃止は、理事会の議決をもって行います。

#### 附 則

この改正の施行日は理事会の議決承認を受けた後に理事長が定める。（令和元年10月1日）

# 交通災害共済事業規約

## 第1章 総 則

### (通 則)

第1条 大阪市民共済生活協同組合(以下「この組合」といいます。))はこの組合の定款の定めるところによるほか、交通災害共済事業規約(以下「規約」といいます。))の定めるところにより、この組合の定款第68条(事業の品目等)第1項第2号に掲げる事業を実施します。

### (事 業)

第2条 この組合の行う交通災害共済事業は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、共済期間中に生じた交通事故により、被共済者が傷害を受けた場合に共済金を支払うことを約する事業とします。

### (用語の定義)

第3条 前条(事業)に規定する交通事故とは日本国内における次の各号のいずれかに該当する事故をいいます。

- (1) 運行中の交通乗用具にとう乗中の当該交通乗用具に起因する事故
- (2) 運行中の交通乗用具との衝突若しくは接触又はその火災若しくは爆発等による事故
- (3) 運行中の交通乗用具の積載物との衝突若しくは接触又はその落下等による事故

2 前項各号に規定する交通乗用具とは次の各号に掲げるものをいいます。

ただし、専ら遊戯又はスポーツの用に供するものは除きます。

- (1) 自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバス(道路交通法(定義)第2条第1項第8号に規定する車両)
- (2) 身体障害者用車イス(身体障害者福祉法第15条(身体障害者手帳)第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者がとう乗しているものに限り。)
- (3) 汽車、電車、気動車、ケーブルカー(空中ケーブルを含む。)、リフト、モノレール
- (4) 航空機、船舶
- (5) 前各号に掲げるもののほか、専ら2地点間の人員輸送を目的とするもの

3 前項第1号及び第2号に規定するものの定義は道路交通法第2条(定義)第1項に準じます。

### (重要な事項の提示)

第4条 この組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、この規約及び交通災害共済事業施行規則(以下「規則」といいます。))を契約内容とする旨のほか、この規約に規定する事項のうち、共済契約申込者が契約内容を理解するために必要な情報(以下「契約概要」といいます。))及び共済契約者に注意を喚起すべき情報(以下「注意喚起情報」といいます。))をあらかじめ正確に提示します。

2 前項に規定する契約概要及び注意喚起情報は次に掲げるものとします。

- (1) 契約概要
  - ア.当該情報が「契約概要」であること。
  - イ.共済商品のしくみ
  - ウ.保障内容
  - エ.付加できる主な特約とその概要
  - オ.共済期間

- カ.引受条件(共済金額)
- キ.共済掛金に関する事項
- ク.共済掛金の払込に関する事項
- ケ.解約返戻金の有無等に関する事項

(2) 注意喚起情報

- ア.当該情報が「注意喚起情報」であること。
- イ.クーリング・オフに関する事項
- ウ.告知義務等の内容
- エ.責任開始期
- オ.主な免責事由
- カ.共済掛金の支払猶予期間等
- キ.解約と解約返戻金の有無

### (再共済)

第5条 この組合は、共済契約により負う共済責任の一部を全国共済生活協同組合連合会及び日本再共済生活協同組合連合会の再共済に付することができず。

2 前項の場合において、再共済契約の締結は交通災害共済再共済の授受に関する基本契約書により行います。

## 第2章 共済契約

### 第1節 共済契約の範囲

#### (共済契約者の範囲)

第6条 共済契約者は、この組合の組合員とします。

#### (被共済者の範囲)

第7条 この組合は、共済契約者並びに同居の親族を被共済者とする共済契約に限り締結します。

#### (共済金受取人の範囲)

第8条 共済金の受取人は被共済者とし、共済金受取人といえます。

ただし、被共済者が未成年者の場合は当該被共済者の親権者とします。

2 前項の規定にかかわらず、被共済者が死亡したときの共済金受取人は、当該被共済者の相続人とします。

3 共済金受取人が2人以上あるときは、代表者を1人定めなければなりません。この場合において、その代表者は他の共済金受取人を代表します。

#### (共済金受取人の変更)

第9条 前条に規定する共済金受取人は、法律上有効な遺言の有無にかかわらず、変更することができません。

## (共済契約の種類、共済掛金額、共済金額及び加入口数の限度)

第10条 共済契約の種類はA型・B型・C型とし、それぞれの1口あたりの共済掛金額、共済金額及び加入口数の限度は次に掲げるものとします。

種類	1口あたりの共済掛金額	1口あたりの共済金額	加入口数の限度
A型	400円	50万円	2口
B型	2,000円	300万円	1口
C型	3,000円	450万円	1口

- 2 共済契約は被共済者1人につき、A型、B型又はC型のいずれか1つとします。
- 3 第1項に掲げる共済契約の種類ごと1口についての共済掛金の額は、別紙第1共済掛金額算出方法書に定める方法によります。

## (共済期間)

- 第11条 共済期間は、共済契約の効力が生じた日から1年間とします。ただし、規則の定めるところにより、共済期間が1年に満たない共済契約(以下「短期契約」といいます。)を締結することができます。
- 2 前項の短期契約の共済掛金額は、共済契約の効力が生ずる日の属する月から満期の日の属する月までの月数に前条(共済契約の種類、共済掛金額、共済金額及び加入口数の限度)に規定する共済掛金額の12分の1を乗じた額とします。

## 第2節 共済契約の申込み及び共済契約申込者の告知事項並びに共済契約の成立等

### (共済契約の申込み及び共済契約申込者の告知事項)

第12条 共済契約申込者は、共済契約の申込みにあたっては、共済契約申込書記載事項のうち、次に掲げる事項を共済契約申込書に記載し、これをこの組合に提出しなければなりません。

- (1) 共済契約者の住所、氏名、生年月日
- (2) 被共済者の氏名、性別、生年月日
- 2 共済契約申込者は前項各号に掲げるもののほか、共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要なもののうち、共済契約申込時にこの組合が質問した次に掲げる危険に関する重要な事項(以下「告知事項」といいます。)について、この組合に知っている事実を告げなければなりません。
  - (1) 身体の傷害を担保とする法律に基づく他の共済契約、保険契約又は特約(以下「他の共済契約等」といいます。)の有無
- 3 この組合は、第1項の共済契約の申込みがあったときは、提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知します。
- 4 この組合が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、共済契約証書の交付により行います。

### (共済掛金の払込み)

- 第12条の2 共済契約申込者は、この組合の事務所又はこの組合の指定する金融機関等で、申込みをしたときから遅滞なく共済掛金を払い込まなければなりません。
- 2 この組合は、前条(共済契約の申込み及び共済契約申込者の告知事項)第3項の規定により、共済契約の申込みを承諾しないときは、遅滞なく共済掛金を共済契約申込者に払い戻します。

- 3 共済契約者は、共済契約が更新されるときは、更新する前の共済契約期間の満了日までに共済掛金を支払わなければなりません。

### (共済契約の成立と効力の発生)

- 第13条 共済契約は、共済掛金の払込みのあった日に成立したものとみなし、その成立した日の属する月の翌月の1日から効力が生じます。
- 2 前項の規定にかかわらず、この組合は、共済契約の成立した日の翌日から効力の生ずる日の前日までの間に共済事故が発生したときは、共済金支払いの責に任じます。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、当該共済契約が共済期間の満了する共済契約を更新するものであるときは、更新する前の共済契約期間の満了日の翌日から効力が生じます。
  - 4 この組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、次の各号に掲げる事項を記載した共済契約証書を当該申込者に交付します。

- (1) この組合の名称
- (2) 共済契約者の住所、氏名、電話番号(連絡先)
- (3) 被共済者の氏名、性別、年齢
- (4) 被共済者毎の共済掛金額、共済金額、共済契約の種類及び加入口数
- (5) 他の共済契約等の有無
- (6) 共済契約証書の作成年月日
- (7) その他この組合が必要と認めた事項

### (共済契約の更新)

第13条の2 この組合は、共済期間が満了する共済契約について、満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思表示、又は変更の申出がされない場合には、満了する契約と同一内容で共済期間の満了日の翌日(以下「更新日」といいます。)に更新するものとします。

ただし、更新日の属する月の末日までに共済掛金の払込みがない場合には、共済契約は更新日に遡り効力を失います。

- 2 前項の規定にかかわらず、共済制度の目的に照らして、この組合の共済契約者又は共済金受取人に対する信頼を損ない、共済契約を更新することが適当でないとは判断される次の各号のいずれかに該当する場合は、共済契約の更新を行いません。
  - (1) 過去に共済金又は保険金(共済種目又は保険種目を問いません。以下同じ。)を取得する目的で、共済事故又は保険事故を発生させる行為を行ったとき。
  - (2) 過去に共済金又は保険金の請求について詐欺行為を行ったとき。
  - (3) 過去に数度にわたり、共済金又は保険金を取得していたとき。
  - (4) 第18条(共済契約の解除)第2項に該当する者であるとき。
- 3 第1項の規定にかかわらずこの組合は、この規約又は規則の変更があった時は、更新日における変更後の規約又は規則の定めにより、共済契約が更新されるものとします。
- 4 共済契約者が満了日までに共済契約の変更の申出をし、この組合が承諾したときは、その内容で更新するものとします。

### (共済掛金の払込み方法)

- 第14条 共済掛金の払込み方法は年払いとします。ただし、第11条(共済期間)第1項ただし書きに規定する短期契約を締結する場合はこの限りではありません。
- 2 前項の共済掛金は、この組合の事務所又はこの組合の指定する金融機関等で払い込まなければなりません。

3 共済契約者は、共済掛金口座振替特別を附帯することにより更新する共済契約の共済掛金を、当該共済契約者の指定した金融機関を通じて、口座振替により払い込むことができます。

#### (共済契約者の通知義務等)

第15条 共済契約の成立後、次の各号の事実が発生した場合には、共済契約者は、当該事実の発生がその責に帰すべき理由によるときはあらかじめ、その責に帰することのできない理由によるときは当該事実の発生を知った後、遅滞なく書面によりその旨をこの組合に通知しなければなりません。

- (1) 共済契約者又は被共済者の住所、氏名を変更したこと。
- (2) 共済契約者又は被共済者が交通事故以外で死亡したこと。
- (3) 第12条(共済契約の申込み及び共済契約申込者の告知事項)に規定する告知事項に変更が生じたこと。

2 前項の場合において、この組合が当該共済契約の存続を承諾したときは、共済契約証書に裏書します。

### 第3節 共済契約の無効、解約、解除及び消滅

#### (共済契約の無効)

第16条 共済契約は、次のいずれかに該当する場合には無効とします。

- (1) 共済契約者が、第6条(共済契約者の範囲)又は第7条(被共済者の範囲)の規定に反して共済契約を締結したときは、当該被共済者にかかる共済契約
- (2) 第10条(共済契約の種類、共済掛金額、共済金額及び加入口数の限度)第1項に規定する加入口数の限度を超えていたときは、その超えた部分についての共済契約
- (3) 第10条(共済契約の種類、共済掛金額、共済金額及び加入口数の限度)第2項の規定に反し共済契約を重複して締結した場合のその重複した共済契約
- (4) 被共済者が効力の生ずる日にすでに死亡していたとき。
- (5) 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがなされたとき。

2 この組合は、前項の場合において共済契約者が善意であって、かつ重大な過失がないときは、共済掛金の全部又は一部を共済契約者に払い戻します。

#### (共済契約の解約)

第17条 共済契約者は、いつでも共済契約を解約することができます。

2 前項の規定による解約は、書面をもって行い、その書面には解約の日を記載しなければなりません。

3 解約の効力は、前項の解約の日の翌日から生じます。

#### (共済契約の解除)

第18条 この組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には将来に向かって共済契約を解除することができます。

- (1) 共済契約者が共済契約申込みの当時、故意又は重大な過失により、第12条(共済契約の申込み及び共済契約申込者の告知事項)第2項に規定する告知事項について、事実を告げず、又は不実のことを告げたとき。

ただし、次に該当する場合はこの限りではありません。

ア その告げなかった事実がなくなり、又はその告げた不実のことが真実となったとき。

イ この組合が、共済契約申込みの当時、その告げなかった事実を知り又は、

過失によってその告げなかった事実を知らなかったとき。

- (2) 共済契約者又は共済金受取人がこの組合に共済金を支払わせることを目的として、故意に支払事由を生じさせ又は、生じさせようとした場合
- (3) 共済契約者又は共済金受取人が共済金の請求及び受領に際し、詐欺の行為を行い又は行おうとした場合

2 この組合は、前項各号のほか、組合の共済契約者又は共済金受取人に対する信頼を損ない、当該共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合及び共済契約者又は被共済者が次のいずれかに該当する場合には、将来に向かって共済契約を解除することができます。

- (1) 反社会的勢力に該当すると認められること。
  - (2) 反社会的勢力に対し資金等を提供し、又は便宜を与える等の関与をしていると認められること。
  - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
  - (4) その他反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していると認められること。
- 3 前項各号にいう反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他反社会的勢力をいいます。

4 この組合は、前2項の解除が共済事故が生じた後においてなされたときであっても、共済金を支払う責に任せず、既に共済金を支払っていたときはその返還を請求することができます。

ただし、当該共済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを共済契約者が証明したときはこの限りではありません。

5 第1項第1号の場合の解除権は、組合が解除の原因を知ったときから1ヵ月間行わなかったとき、又は共済契約の成立後5年を経過したときは消滅します。

6 第1項及び第2項の規定による解除は、共済契約者に対する書面による通知によって行います。

7 この組合は第1項第3号の規定により共済契約を解除した場合には、共済掛金は返還しません。

#### (共済契約の消滅)

第19条 共済契約の成立後、次の各号のいずれかの事実が発生した場合には、当該被共済者にかかる共済契約は当該事実が発生した日において消滅します。

- (1) 被共済者が交通事故によらないで死亡したこと。
- (2) 被共済者が交通事故により死亡し、この組合が共済金を支払ったこと。
- (3) 第34条(残存共済金額)に規定する残存共済金額が共済契約当時における共済金額の20%未満となったこと。

#### (共済契約の解約、解除、又は消滅の場合の共済掛金の払い戻し)

第20条 この組合は、第17条(共済契約の解約)の規定による共済契約の解約、第18条(共済契約の解除)第1項の規定による共済契約の解除、又は前条(共済契約の消滅)第1号の規定による共済契約の消滅については、別紙3「解約返戻金額算出方法書」により算出した金額をこの組合の事務所において、又は共済契約者の指定した金融機関等を通じて、当該共済契約者に払い戻します。

### 第3章 共済金及び共済金の支払い

#### (死亡共済金)

第21条 この組合は、共済期間中に被共済者が交通事故によって傷害を受け、その直接の結果として被災の日から起算して180日以内に死亡した場合に死亡共済金を支払います。

2 前項の規定により支払う死亡共済金の額は、1口につき次の各号に定める金額とします。

- (1) A型 50万円
- (2) B型 300万円
- (3) C型 450万円

#### (傷害共済金)

第22条 この組合は、共済期間中に被共済者が交通事故によって傷害を受け、その直接の結果として医師又は柔道整復師等(以下「医師等」といいます。)の治療を受けた場合に、被災の日から起算して180日を限度とし、次の各号に定める日数に応じて傷害共済金を支払います。

##### (1) A型

初診日から全治の日までの日数が14日以上で、その間に継続して治療を受けた通算期間

##### (2) B型及びC型

初診日から全治の日までの日数が14日以上で、その間に継続して治療を受けた実日数。ただし、通院については60日、入院については180日を限度とします。

2 前項の規定により支払う傷害共済金の額は、1口につき次の各号に定める金額とします。

##### (1) A型

種別	傷害の程度	入院日数	共済金の額
1等級	180日以上の治療をした傷害	①180日以上	120,000円
		②150日以上180日未満	100,000円
		③120日以上150日未満	80,000円
		④ 90日以上120日未満	60,000円
		⑤ 60日以上 90日未満	50,000円
		⑥ 30日以上 60日未満	40,000円
		⑦ 30日未満	30,000円
		⑧ 0日	25,000円
2等級	90日以上180日未満の治療をした傷害	①150日以上180日未満	70,000円
		②120日以上150日未満	60,000円
		③ 90日以上120日未満	50,000円
		④ 60日以上 90日未満	40,000円
		⑤ 30日以上 60日未満	30,000円
		⑥ 30日未満	25,000円
		⑦ 0日	20,000円
		3等級	30日以上90日未満の治療をした傷害
② 30日以上 60日未満	25,000円		
③ 30日未満	20,000円		
④ 0日	15,000円		
4等級	14日以上30日未満の治療をした傷害	(入院のない場合を含む)	10,000円

(2) B型 通院1日 1,000円 入院1日 3,000円

(3) C型 通院1日 1,500円 入院1日 4,500円

#### (遺児共済金)

第23条 この組合は、共済期間中に被共済者である父母又は父母のいずれかが第21条(死亡共済金)の支払対象となった場合に、死亡した当該被共済者の子に遺児共済金を支払います。

ただし、当該子が18歳未満の被共済者に限ります。

2 前項の規定により支払う遺児共済金は、共済期間中に1回とし、次に定める金額とします。

(1) A型、B型及びC型 20万円

#### (共済金の特例)

第24条 この組合は、B型及びC型に限り1共済事故にかかる傷害共済金の額が次の各号に掲げる額に満たない場合には、当該金額を傷害共済金として支払います。

(1) B型 20,000円

(2) C型 30,000円

2 この組合は、被共済者が交通事故により傷害を受け共済金の支払いを請求するにあたり、第28条(共済金の支払請求)第1項の規定に基づき提出される書類のうち、同条(共済金の支払請求)同項第1号に掲げる証明書が物件事故扱いの場合で、同条(共済金の支払請求)第3項に掲げる書類の提出がないときには、第31条(共済金の支払い義務を免れる場合)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額を傷害共済金として支払います。

##### (1) A型

第22条(傷害共済金)第2項第1号に定める4等級に相当する金額。

##### (2) B・C型

初診日から全治の日までの間に継続して治療を受けた実日数(ただし、29日を限度とします。)に第22条(傷害共済金)第2項第2号及び第3号に定める金額を乗じた金額。

#### (上位移行)

第25条 被共済者が傷害共済金の支払を受けた後に、その支払を受けた同一事故により共済金の支払事由が新たに生じたときは、共済金受取人の請求により、既に支払った傷害共済金との差額を支払います。

#### (他の傷病等の影響がある場合)

第26条 被共済者が、交通事故により傷害を受けたとき、既に存在した身体傷害若しくは、疾病の影響により又は、当該傷害を被った後においてその原因である事故と関係なく発生した疾病、若しくは傷害の影響により、当該傷害が重大となったときには、その影響が無かった場合に相当する金額を決定して傷害共済金を支払います。

2 正当な理由がなく被共済者が治療を怠り、又は共済契約者が治療をさせなかったため、傷害が重大になった場合も前項に準ずるものとします。

#### (事故発生の通知)

第27条 被共済者又は共済金受取人は、共済金支払い事由が発生したことを知ったときは、遅滞なくこの組合に通知しなければなりません。

#### (共済金の支払請求)

第28条 被共済者が、交通事故により傷害を受け、共済金受取人がこの組合に共済金の支払いを請求するときは、共済金支払請求書に共済契約証書及び次に掲げる書類を添え、この組合に提出しなければなりません。



- (1) 第3条(用語の定義)第2項第1号に掲げる交通乗用具による事故については、自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書
  - (2) 第3条(用語の定義)第2項第3号から第5号に掲げる交通乗用具による事故については、交通機関の管理者等が確証(現認)している事故証明書
  - (3) 医師等の診断書又は術証明書
  - (4) その他規則で定める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号又は第2号に規定する証明書が提出できない場合は、当該証明書の取得不能理由書及び事故発生状況報告書兼第三者現認証明書の提出により当該証明書に代えることができるものとします。
- 3 第1項第1号に掲げる証明書が物件事故扱いの場合は、人身事故扱い事故証明書取得不能理由書及び事故発生状況報告書兼第三者現認証明書を提出しなければなりません。
- 4 被共済者が、交通事故により死亡した場合は第1項第1号又は第2号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければなりません。なお、当該被共済者が外国籍の場合は第1号に規定する書類に代わるものとして、共済金受取人と当該被共済者の続柄が証明できるもの(登録原票記載事項証明書等)を提出しなければなりません。
- (1) 戸籍謄本
  - (2) 死亡診断書又は死体検案書
- 5 第8条(共済金受取人の範囲)第3項に掲げる者が、共済金の請求をしようとするときは、前項に掲げる提出書類のほか、その他の共済金受取人の委任状と全員の印鑑証明書を提出しなければなりません。
- 6 共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払いを受けるべき共済金受取人の代理人がないときは、次の各号に掲げるいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨をこの組合に申し出て、この組合の承認を得たうえで、共済金受取人の代理人(以下、「代理請求人」といいます。)として共済金を請求することができます。
- (1) 共済金受取人と同居又は生計を共にする配偶者。ただし法律上の配偶者に限ります。(以下同じ。)
  - (2) 前号に規定する者がいない場合又は前号に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合は、共済金受取人と同居又は生計を共にする3親等内の親族
  - (3) 第1号及び第2号に規定する者がいない場合又は第1号及び第2号に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合は、第1号に規定する以外の配偶者又は第2号に規定する以外の3親等内の親族
- 7 前項第2号及び第3号に規定する3親等以内の親族が2人以上あるときは、共済金受取人と最も等級に近い者が優先します。なお、その者が2人以上あるときは代表者を1人定めなければなりません。
- 8 第6項の規定による代理請求人からの共済金の請求に対して、この組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けた場合であっても、この組合は、共済金を支払いません。
- 9 第18条(共済契約の解除)第1項第3号の規定については、第6項に規定する代理請求人についても準拠します。
- 10 第6項に規定する書類及び代理請求に必要な書類は規則で定めます。

#### (共済金の支払い)

第29条 この組合は、前条(共済金の支払請求)の請求を受けた場合には、請求書類がこの組合に到着した日の翌日以後30日以内にこの組合が共済金を支払うために必要な次に掲げる事項の確認を終え、この組合の事務所において、又は共済金受取人の指定した金融機関等を通じ、共済金を当該共済金受取人に支払います。

- (1) 共済金の支払事由に関する次に掲げる事項
    - ア 事故の原因
    - イ 事故発生の状況
    - ウ 事故と傷病との因果関係
  - (2) 共済金が支払われない事由としてこの共済契約において規定する事由に該当する事実の有無
  - (3) 共済金を算出するための次に掲げる事項
    - ア 事故日、治療期間、通院日、入院期間
  - (4) 共済契約の効力に関する次に掲げる事項
    - ア この共済契約において規定する解除、無効又は消滅の事由に該当する事実の有無
- 2 前項の規定にかかわらず、前項各号に規定する事項の確認のため、次に掲げる特別な照会又は調査が不可欠な場合にはこの組合は、請求書類がこの組合に到着した日の翌日以後、次に掲げるいずれかの日数が経過する日までに、この組合の事務所において、又は共済金受取人の指定した金融機関等を通じ、共済金を当該共済金受取人に支払います。
- なお、複数の調査が不可欠な場合にはその内の最長の日数とします。
- (1) 前項第1号から第4号に規定する事項を確認する為の弁護士法その他法令に基づく照会……180日
  - (2) 前項第1号から第4号に規定する事項を確認する為の警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会……180日
  - (3) 前項第1号から第4号に規定する事項を確認する為の医療機関、検査機関その他専門機関による診断・鑑定等の結果の照会……90日
  - (4) 災害救助法が適用された災害の被災地域における前項第1号から第4号に規定する事項を確認する為の捜査……60日
- 3 前2項に規定する必要な事項の確認に際し、共済契約関係者が正当な理由がなくこの確認を妨げ又は、これに応じなかった場合にはこれにより確認が遅延した期間については前2項の日数に参入しません。

#### (共済金を支払わない傷害)

第30条 この組合は、交通事故による傷害であっても、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、共済金を支払いません。

- (1) 被共済者又は共済金受取人の重過失
  - (2) 被共済者の自殺行為又は犯罪行為及び闘争行為
  - (3) 地震又は噴火若しくはこれらによる津波(直接、間接を問いません。)
  - (4) 戦争その他の事変(直接、間接を問いません。)
- 2 この組合は、被共済者が次の各号のいずれかの間に生じた事故によって被った傷害に対しては、共済金を支払いません。
- (1) 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。(それを知り得る同乗中の被共済者も含まれます。)
  - (2) 被共済者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。(それを知り得る同乗中の被共済者も含まれます。)
  - (3) 被共済者が列車、路面電車等の専用軌道内若しくは自動車専用道路内に立ち入り、又は当該軌道若しくは道路を当該交通機関による以外の方法により通行し、当該交通機関との接触、衝突によって生じた事故によるとき。

#### (共済金の支払い義務を免れる場合)

第31条 この組合は、次のいずれかに該当する場合には、共済金を支払う義務を免れます。

- (1) 共済金受取人が第28条(共済金の支払請求)の書類を正当な理由がないのに提出しないとき又は、故意に不実のことを記載し、若しくは当該書類、若しくはその傷害にかかる証拠を偽造し若しくは、変造したとき。

- (2) 共済契約者又は被共済者が正当な理由がないのに第33条(事故の調査)による調査を妨害したとき。
- (3) 共済契約者又は被共済者が故意にその傷害につき医師の診断、治療指示に従わなかったとき。

#### (共済金の減額及び制限)

第32条 この組合は、被共済者の法令違反に起因する傷害(第30条(共済金を支払わない傷害)第2項各号の傷害を除きます。)については、規則の定めるところにより共済金を減額することができます。

2 この組合は、被共済者が交通事故により傷害を受け共済金の支払いを請求するにあたり、第28条(共済金の支払請求)第2項に掲げる書類により共済金の支払い請求を行った場合には、第22条(傷害共済金)により支払う傷害共済金は、同条の規定にかかわらず、1口につき次の各号に掲げる金額とします。

- (1) A型 10,000円
- (2) B型 20,000円
- (3) C型 30,000円

3 この組合は、被共済者が交通事故により傷害を受け、当該傷害が外傷性頸部症候群(むちうち症)又は、腰・背痛で医師の医学的他覚所見が得られない場合には、第22条(傷害共済金)により支払う傷害共済金は、同条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次の各号に定める日数に応じて傷害共済金を算定します。

##### (1) A型

初診日から全治の日までの日数が14日以上で、その間に継続して治療を受けた通算期間。ただし、59日を限度とします。

##### (2) B・C型

初診日から全治の日までの日数が14日以上で、その間に継続して治療を受けた実日数。ただし、59日を限度とします。

4 前項にいう医師の医学的他覚所見とは、理学的検査・神経学的検査・臨床検査・画像検査等により認められる異常所見をいいます。

#### (事故の調査)

第33条 この組合は、共済金の支払いに際し、その事故及び傷害の認定に必要なときは、診察又は治療をした医療機関及び警察その他関係者に傷病及び事故の内容を調査することができます。

#### (残存共済金額)

第34条 被共済者の事故により、この組合が共済金を支払ったときは、第10条(共済契約の種類、共済掛金額、共済金額及び加入口数の限度)第1項の規定にかかわらず、当該共済金額からその支払った金額を差し引いた残額を、その事故が生じた時以降の共済期間にかかる共済金額とします。

## 第4章 異議の申立て

#### (異議の申立て及び審査委員会)

第35条 共済契約及び共済金の支払いに関するこの組合の処分不服がある共済契約者又は共済金受取人は、この組合におく審査委員会に対して異議の申立てをすることができます。

2 前項の異議の申立ては、この組合の処分があったことを知った日から30日以内に書面をもってしなければなりません。

3 第1項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は異議の申立てを受けた日から30日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知します。

4 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

## 第5章 雑則

#### (支払備金及び責任準備金)

第36条 この組合は、消費生活協同組合法施行規則(昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号)の定めるところにより、毎事業年度末において支払備金及び責任準備金を積み立てます。

2 責任準備金の種類は、未經過共済掛金および異常危険準備金としその額は、別紙第2責任準備金額算出方法書において定める方法により算出した額とします。

3 異常危険準備金は、危険差損のてん補に充てる場合、又は異常危険準備金の一部が益金に算入された場合に生じた税負担に充てる場合に取崩すことができます。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、この組合の業務又は財産の状況に照らし、やむを得ない事情がある場合は、当該基準によらないで積立又は取崩しを行うことができます。

#### (消滅時効)

第37条 この組合は、共済金受取人が支払い事由の生じた日の翌日から共済金の請求手続きを3年間行わなかった場合には、共済金を支払う義務を免れます。

2 この組合は、共済契約者が共済掛金の返還又は返戻金の請求の原因となる事実の発生した日の翌日から起算して、その請求手続きを3年間行わなかった場合には、共済掛金を返還する義務又は返戻金を払い戻す義務を免れます。

#### (借入金)

第38条 この組合は、共済事故が著しく発生して剰余金、積立金及び異常危険準備金をもってしても、なお共済責任を果たすことができないと認めるときは、あらかじめ理事会で定められた金額を限度として借入金をもってこれを果たすことができます。

#### (規則)

第39条 この規約に定めるもののほか、共済事業の実施のための手続き、その他その施行について必要な事項は、規則で定めます。

## 第6章 特則

### 第1節 共済掛金口座振替特則

#### (共済掛金口座振替特則の適用)

第40条 共済契約の締結の際又は、共済期間中に共済契約者から第14条(共済掛金の払込み方法)第3項に規定する口座振替扱いによる共済掛金の払込みの申し出があり、この組合がこれを承諾した場合に当該共済契約について、この特則を適用します。

2 この特則を適用する場合には、共済契約者は当該共済契約者が指定する金融機関に対して、指定口座からこの組合の口座へ共済掛金の口座振替を依頼しなければなりません。

#### (共済掛金の払込み)

第41条 共済契約者は、更新する前の共済契約期間の満了月に属するこの組合の定めの日(以下、「振替日」といいます。)に指定口座から共済掛金を、この組合の口座に振り替えることにより払い込まなければなりません。

ただし、振替日が取扱金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。

2 前項の場合において、指定口座から振り替えられたときに、共済掛金の払込みがあったものとします。

3 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

4 この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金の領収書の発行を省略することができます。

#### (口座振替不能の場合の扱い)

第42条 振替不能の場合は、共済契約者は更新する前の共済契約期間の満了日までに、この組合の事務所又は、この組合の指定する金融機関等に共済掛金を払い込まなければなりません。

#### (指定金融機関、指定口座の変更等)

第43条 共済契約者は、指定する金融機関及び指定口座を変更することができます。

2 共済契約者は、口座振替扱いによる共済掛金の払込みを停止することができます。

3 前2項の場合には、共済契約者は、あらかじめその旨をこの組合に申し出なければなりません。

#### (共済掛金口座振替特則の消滅)

第44条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この特則は消滅します。

- (1) 共済契約者が前条第1項に規定する変更の際に、その変更手続きが行われないうまま共済掛金の口座振替が不能となったとき。
- (2) 共済契約者が前条第2項に規定する口座振替扱いによる共済掛金の払込みを停止したとき。
- (3) 共済契約者が第45条(振替日の変更)の規定による振替日の変更を承諾しないとき。

#### (振替日の変更)

第45条 この組合は、この組合の収納代会社等の事情により将来に向かって振替日を変更することができます。この場合、この組合はその旨をあらかじめ共済契約者に通知します。

#### 附 則

この規約は、大阪府知事が認可した日又は令和元年10月1日のいずれか遅い日から施行します。

## 交通災害共済事業施行規則 第1章 総 則

#### (総 則)

第1条 大阪市民共済生活協同組合(以下「組合」といいます。)は交通災害共済事業規約(以下「規約」)第39条(規則)に基づき、この規則を定めます。

#### (同居の親族の定義)

第2条 規約第7条(被共済者の範囲)に掲げる同居の親族とは、共済契約者と日常生活において各人の収入、支出の全部又は、一部を共同して計算する者をいいます。

## 第2章 交通災害共済事業の実施について

#### (共済契約申込者が未成年者の場合の取扱い)

第3条 この組合は、規約第12条(共済契約の申込み及び共済契約申込者の告知事項)にいう共済契約申込者が未成年者の場合には、当該未成年者の法定代理人が同意をした場合に限り、共済契約の申込みを受付けるものとします。ただし、当該未成年者が満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者については、この限りではありません。

#### (短期契約)

第4条 この組合は、共済契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、規約第11条(共済期間)第1項ただし書きの規定により短期契約を締結することができます。

- (1) 共済契約者が、既に締結している契約の解約及び更新によらず契約の残期間について契約口数を増加するとき。
- (2) 共済契約者が、既に締結している他の共済契約の契約満期日に合わせて共済契約を締結するとき。
- (3) 共済契約者が、転出予定日に合わせて共済契約を締結するとき。ただし、この場合の契約満期日は、当該事実が発生する日の属する月の末日とします。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、共済契約者の申出によりこの組合が認めたとき。

#### (共済金の減額)

第5条 この組合は、規約第32条(共済金を減額する場合)第1項の規定により、規約第21条(死亡共済金)及び第22条(傷害共済金)に規定する共済金を20%の範囲内で減額することができます。

#### (共済金受取人の特例)

第6条 この組合は、規約第8条(共済金受取人の範囲)第2項に規定する相続人がいない場合には、当該被共済者の葬祭を行った者に対し、本来相続人に支払うべき死亡共済金の額の100分の50に相当する額を支払うことができます。ただし、100万円を限度とします。

#### (共済金の代理請求)

第7条 規約第28条(共済金の支払い請求)第6項に規定する共済金受取人の代理人(以下、「代理請求人」といいます。)が共済金を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添え、この組合に提出しなければなりません。

- (1) 共済金受取人が共済金を請求できない事情の届出書(代理請求人の実印を押印したもの)
- (2) 代理請求人の印鑑証明書
- (3) 医師の診断書又は意見書
- (4) 代理請求人の住民票(続柄が記載されたもの)又は健康保険証の写し
- (5) 共済金受取人との続柄が確認できる戸籍謄本(前号の書類で続柄が確認できない場合)

- (6) 代表者に対する委任状(規約第28条(共済金の支払請求)第7項に規定する者が2人以上ある場合)

#### (共済金請求書類)

第8条 規約第28条第1項第4号に規定する書類とは、交通事故の形態に応じ、この組合が必要とする以下の書類とします。

- (1) 消防署が発行する傷病者搬送証明書
- (2) 交通事故の相手方との示談書(写し)
- (3) 自動車損害賠償責任保険の支払い通知書(写し)
- (4) 交通災害共済承諾書

#### (端数処理)

第9条 この組合は、規約第11条(共済期間)第2項に規定する短期契約による共済掛金額及び規約第20条(共済契約の解約、解除、又は消滅の場合の共済掛金の払い戻し)第1項の規定により算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### (治療期間の削減)

第10条 この組合は、規約第22条(傷害共済金)第1項第1号の規定による傷害共済金の算定において、治療期間に1か月以上の空白期間(治療がない期間。以下同じ。)がある場合には、その期間を当該傷害共済金の算定期間には算入しません。ただし、医師等の指示により、空白期間が生じた場合にはこの限りではありません。

#### (治療状況報告書)

第11条 共済金受取人が、この組合に共済金を請求する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、規約第28条(共済金の支払請求)第1項に規定する書類の内、同項第3号に規定する医師等の診断書又は施術証明書を、病院等で発行される領収書・診療明細書・診察券・レントゲン等入院日が確定できる書類を添付した治療状況報告書に代えることができます。

- (1) 複数の病院等で治療等をした場合で、当初の病院等で医師等の診断書を取得している場合
- (2) この組合が支払う共済金の額が30,000円以下の場合

#### (共済金受取人が複数人ある場合の特例)

第12条 規約第8条(共済金受取人の範囲)第3項に規定する者が共済金を請求する場合であって、規約第28条(共済金の支払請求)第5項に規定する提出書類の内、その他の共済金受取人の委任状と全員の印鑑証明書(以下「その他の書類」といいます。)の提出ができない場合には、そのできない理由をこの組合に通知しなければなりません。

2 この組合は、前項の通知を受け、その他の書類を提出できない正当な理由がある場合に限り、本来支払うべき共済金からその他の書類が提出できない者の持分を控除して、共済金を支払うことができます。

#### (死因が直接的に交通事故とは認定しがたい場合の取り扱い)

第13条 この組合は、被共済者が交通事故により傷害を受け、その直接の結果によらずに死亡した場合で、主治医又は監察医が死亡と交通事故との間に直接的には因果関係はないが、その死因について当該事故が相当な影響を及ぼした旨を記載した意見書を共済金受取人がこの組合に提出した場合に限り、規約第21条(死亡共済金)第2項に定める死亡共済金の50%を支払うことができます。

#### (複数回の交通事故による傷害にかかる共済金の算定)

第14条 被共済者が交通事故により傷害を受け、その治療中に当該事故とは別の交通事故により傷害を受けた場合は、次の各号のとおり共済金の算定を行います。

- (1) 当初の交通事故により傷害(以下「当初の傷害」といいます。)を受けた部位と、別の交通事故により傷害(以下「別の傷害」といいます。)を受けた部位が同一の場合は、当初の傷害の初診日から別の傷害の初診日の前日までを当初の傷害による治療期間として算定し、別の傷害の初診日から当該傷害の全治の日までを別の傷害の治療期間として算定します。
- (2) 当初の傷害を受けた部位と別の傷害を受けた部位が違う場合は、それぞれの傷害に対し、それぞれの初診日から全治の日までを治療期間として算定します。

#### (傷害共済金)

第15条 この組合は、規約第22条(傷害共済金)第2項第2号及び第3号に規定する通院及び入院にかかる傷害共済金を支払う場合の算定にあたっては、同一の事故により同じ日に重複して通院又は入院したときは、医療機関を問わず1日の通院又は入院とみなし共済金を算定します。

2 前項の場合において通院と入院が重複したときは、入院とみなし共済金を算定します。

#### (審査委員会)

第16条 規約第35条(異議の申立て及び審査委員会)第4項に掲げる審査委員会の組織運営については、審査委員会規則の定めるところによります。

## 第3章 雑 則

#### (雑 則)

第17条 共済契約申込書、共済契約証書等の様式、その他共済事業の実施に関し必要な事項は、理事長が定めます。

#### (改 廃)

第18条 この規則の変更及び廃止は、理事会の議決をもって行います。

#### 附 則

この改正の施行日は、理事会の議決承認を受けた後に理事長が定める。(令和元年10月1日)